

# 松戸市高齢者虐待防止マニュアル

## 〔 家 庭 用 〕

みんなで防ごう高齢者虐待！！

松戸市  
松戸市高齢者虐待防止ネットワーク  
令和5年2月



## はじめに（第二版）

わが国においては、高齢社会を迎え、介護保険制度が普及し、サービス利用が進む一方で、高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的問題になっています。

平成18年4月1日より「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。同時に、介護保険法改正により、地域包括支援センターを拠点に、高齢者の人権や財産を守る権利擁護、虐待の早期発見・防止に取り組むことになりました。国の対応に先駆けて、松戸市では、すでに平成16年7月から「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を設置し、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止に取り組んでまいりました。

本マニュアルは、「平成17年度松戸市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議」が、福祉・保健サービス事業者の方々や、民生委員・児童委員をはじめ関係機関の方々に、高齢者虐待に関する正しい知識と対応の一助にと作成したものです。本書はその改訂版です。本書は、やさしいことから次第に上級の知識を学べる構成になっており、知識が少ない方でも容易に読み進めるように配慮しました。

虐待問題は被害者救済に焦点があたりがちですが、本質的には、「加害者を支援するスタンスがきわめて重要である」ことを強調しておきたいと思います。

本マニュアルが、高齢者虐待防止および対応に、皆様のお役に立てば幸甚です。

平成20年10月1日

松戸市高齢者虐待防止ネットワーク

会 長 和 田 忠 志

## 目次

<b>第一章 必読！「これだけ読めばとりあえず分かる虐待対応マニュアル」</b> .....	<b>1</b>
1 「虐待の定義」虐待とは何か？をまず覚えます .....	2
(1) 「五つの虐待」を覚えよう .....	2
(2) 松戸市高齢者虐待防止ネットワークとは？ .....	4
2 虐待の相談は？ .....	5
(1) あなたの近くの高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター） .....	5
(2) 松戸市基幹型地域包括支援センター（松戸市地域包括ケア推進課） .....	7
(3) 超緊急のとき、どうするか？ .....	7
(4) 相談対象年齢は？ .....	7
(5) 「相談者のプライバシーに特に気をつける」 .....	9
3 虐待事例の報告のしかた .....	10
(1) 共通フェイスシート様式 .....	11
(2) 報告書の書き方の要点 .....	17
4 専門職で協力しよう .....	18
(1) 一人に対応しない .....	18
(2) 専門職間の情報共有の仕方 .....	18
(3) サービス担当者会議を開こう .....	19
5 感性をみがく ～虐待はふつうは隠されています～ .....	19
6 高齢者虐待防止ネットワーク主催セミナーに参加しよう！ .....	21
<b>第二章「虐待事例にかかわるパワーアップ講座①」</b> .....	<b>23</b>
1 虐待の定義の詳細 .....	24
(1) 五つの定義の復習 .....	24
(2) 虐待行為は、本人や加害者の自覚は問いません .....	26
2 虐待をしている人をサポートするという視点をもつ .....	28
(1) 「虐待をしている人を支援する」という考え方の重要性 .....	28
(2) 家族の歴史から出てくる虐待行為 .....	29
(3) 介護問題の深刻さへの理解 .....	31
3 様々な社会資源を活用しよう .....	32
(1) ケアマネジャー（正式名称「介護支援専門員」）とは .....	32
(2) 高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）とは .....	33
(3) 民生委員・児童委員とは .....	33
(4) 高齢者支援連絡会 .....	34
(5) 人権擁護委員とは .....	34
(6) 松戸市社会福祉協議会とは .....	35
(7) 中核地域生活支援センターとは .....	36
(8) 松戸市基幹相談支援センター・松戸市障害者虐待防止障害者差別相談センター .....	38

<b>第三章「虐待事例にかかわるパワーアップ講座②」</b> .....	<b>40</b>
1 高齢者虐待のサイン .....	41
(1) 身体的虐待を受けている高齢者の身体面・行動面にみられるサイン .....	41
(2) 介護等放棄などに見られるサイン .....	42
(3) 心理的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン .....	42
(4) 性的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン .....	43
(5) 経済的虐待を受けている高齢者の身体面・行動面に見られるサイン .....	43
(6) 介護者・家族にみられるサイン 介護者・家族に見られるサイン .....	44
(7) 地域からのサイン .....	45
2 虐待事例のパターン認識 .....	47
(1) 介護熱心な家族による虐待 .....	47
(2) 認知症に対する理解が困難な場合 .....	47
(3) 家族そのものが崩壊して放置されている .....	48
(4) 社会的に自立しない子供による金銭などの請求行為 .....	49
(5) 過去の家庭内虐待の継続、あるいは地位の逆転 .....	49
(6) 精神障害者・知的障害者である子供による介護の労苦 .....	50
(7) アルコール常用者による介護やその疲労 .....	51
<b>第四章「虐待事例にかかわるパワーアップ講座③」</b> .....	<b>54</b>
1 グレーゾーンの事例への対応 .....	55
2 困難事例の見守り .....	56
3 分離の方法論 .....	58
4 成年後見制度の利用 .....	60
5 老人福祉法による「措置」とは .....	64
<b>資 料 編</b> .....	<b>67</b>
1 松戸市高齢者虐待防止ネットワークの詳細 .....	68
(1) 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク運営要綱と構成員 .....	68
(2) 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業機能と役割〔全体像〕 .....	79
(3) 養護者による高齢者虐待の対応フロー〔家庭内〕 .....	80
(4) 養介護施設従事者による高齢者虐待の対応フロー〔施設内〕 .....	81
2 高齢者虐待防止に関する法律 .....	82
3 高齢者虐待に関する参考図書・参考資料一覧 .....	100
4 日本高齢者虐待防止学会（同学会のホームページからの抜粋） .....	101
<b>5 松戸市虐待防止指針作成の手引き</b> .....	<b>102</b>

## 第一章 必読！「これだけ読めばとりあえず分かる虐待対応マニュアル」

---

本マニュアルは、地域で障害者や高齢者などの介護を要する方々のお世話をする方、あるいは、医療に携わる方々を対象に書かれています。

## 1 「虐待の定義」虐待とは何か？ をまず覚えます

何が虐待か？は、人によって考え方がまちまちかもしれません。

しかし、みなさんに虐待を発見していただくために、松戸市高齢者虐待防止ネットワークでは、次の五つを「虐待」ととらえます。

### (1) 「五つの虐待」を覚えよう

- ① 身体的虐待
- ② 心理的虐待
- ③ 性的虐待
- ④ 介護等放棄
- ⑤ 経済的虐待

高齢者虐待防止に関する法律と同様

#### ① 身体的虐待

なぐる、蹴る、つねる、拘束する、など、身体的な苦痛を与えること

#### ② 心理的虐待

どなりつける、ののしる、悪口をいう、無視するなど、心理的苦痛を与えること

#### ③ 性的虐待

合意がないのに、性的接触や性的嫌がらせをすること

#### ④ 介護等放棄

食事を与えない、入浴させない、オムツを交換しない、劣悪な住環境で生活させるなど、日常の世話や介護をせず放ったらかしにしたり、適切な介護や医療を受けさせないこと

#### ⑤ 経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない（使わせない）、年金や預貯金や固定資産などを取り上げて勝手に使うこと

#### <少し補足説明>

##### \*無理に分類しなくてもかまいません

この分類は便宜的なものであり、どれかに当てはめなくてはならないというものでもありませんし、上記の五つのうち、二つ以上の虐待の概念にまたがっているような虐待事例もありえます。この分類は、虐待の存在を、感受するためにあるのであり、無理に分類する必要はありません。

##### \*セルフ・ネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

(参考文献：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について

平成30年3月 厚生労働省 老健局)

##### \*グレーゾーン

また、①～⑤の行為のうち、「どこまでを虐待とみなすか」は、大きな問題です。つまり、白か黒かははっきりしない、「グレーゾーン」の事例が実に多いのです。とりわけ、心理的虐待にいたっては、グレーゾーンのものが圧倒的であるといえます。

結局は、「明らかに虐待される側に不利益なもの」をもって虐待とします。



## (2) 松戸市高齢者虐待防止ネットワークとは？

松戸市において、高齢者の虐待を防止するため、市役所のスタッフ、介護や医療のプロフェッショナル、民生委員・児童委員、弁護士、県や国の機関の代表者などが一堂に会し、虐待防止システムの企画立案、市民・専門職への啓発活動、対応システムの整備と運営などを行う組織です。

### <解説>

松戸市高齢者虐待防止ネットワークは、平成16年7月20日に発足しました。本ネットワークは、多くの民間事業者の協力を得て、市民・専門職の啓発活動、事例検討、高齢者虐待防止システム構築、実態調査などを行っています。

本ネットワークはケアマネジャーたちの虐待相談に端を発しています。そして、多くの困難事例を支援してきた市役所のスタッフ、現場のプロフェッショナルの方々が、虐待事例にしばしば遭遇し、心を痛めていましたが、その思いが一致し、本ネットワークが結成されたものです。

## 2 虐待の相談は？

(1) あなたの近くの高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）

虐待の相談窓口は

高齢者いきいき安心センター です。

名称	所在地	担当地域	連絡先(047)
明第1 高齢者いきいき安心 センター	稔台7の13の2第 3山田マンション 101-A	根本・吉井町・小根本・緑ヶ丘1～2丁目・松戸 新田・仲井町1～3丁目・稔台・稔台1～8丁目・ 岩瀬・野菊野・胡録台	☎700-5881 FAX700-5567
明第2西 高齢者いきいき安心 センター	栄町西3の991の 15	栄町1～8丁目・栄町西1～5丁目・樋野口・古ヶ 崎・古ヶ崎1～4丁目	☎382-5707 FAX382-5727
明第2東 高齢者いきいき安心 センター	上本郷3196 パインツリーコー ト1階	上本郷・北松戸1～3丁目・竹ヶ花・竹ヶ花西町・ 南花島・南花島1～4丁目・南花島中町・南花島向 町・	☎382-6294 FAX367-3636
本庁 高齢者いきいき安心 センター	松戸1292の1 シティハイツ1階	本町・松戸・小山・二十世紀が丘美野里町	☎363-6823 FAX710-7198
矢切 高齢者いきいき安心 センター	上矢切299-1 総合福祉会館内	上矢切・中矢切・下矢切・栗山・三矢小台1～5丁 目・二十世紀が丘柿の木町・二十世紀が丘萩町・大 橋〔旧有料道路（県道松戸・原木線）西側〕	☎710-6025 FAX710-6027
東部 高齢者いきいき安心 センター	紙敷1186の8 第二南花園内	河原塚・田中新田・紙敷・紙敷1～3丁目・ 東松戸1～4丁目・秋山・高塚新田・和名ヶ谷・ 大橋〔旧有料道路（県道松戸・原木線）東側〕・二 十世紀が丘丸山町・二十世紀が丘中松町・二十 世紀が丘戸山町・二十世紀が丘梨元町	☎330-8866 FAX330-8867
常盤平 高齢者いきいき安心 センター	常盤平 2の24の2のC5	金ヶ作・千駄堀・常盤平1～7丁目（常盤平 団地の担当地区を除く）・常盤平双葉町・常 盤平西窪町・常盤平陣屋前・常盤平柳町・牧 の原・牧の原1～2丁目・日暮・日暮1～8丁目・ 常盤平松葉町	☎330-6150 FAX330-6260

名 称	所 在 地	担 当地 域	連 絡 先
常盤平団地 高齢者いきいき安心 センター	常盤平 2の24の2のC6	常盤平 1 丁目のうち駅上市街地住宅・ 常盤平 2 丁目のうち 1 街区・常盤平 3 丁目のうち 3 街区、中央市街地住宅、 駅前市街地住宅、セントラルハイツ・ 常盤平 4 丁目のうち E 街区・常盤平 7 丁目のうち 2 街区、けやき通り住宅	☎382-6535 FAX382-6536
五香松飛台 高齢者いきいき安心 センター	五香西 2 の 35 の 8 斉藤ビル 1 階	串崎南町・串崎新田・松飛台・五香 1 ～8 丁目・五香西 1～6 丁目・五香南 1 ～3 丁目・五香六実	☎385 - 3957 FAX385 - 3958
六実六高台 高齢者いきいき安心 センター	六高台 2 の 6 の 5 リパティベル 1 階	高柳・高柳新田・六実 1～7 丁目・六高台 西・六高台 1～9 丁目	☎383 - 0100 FAX383 - 2288
小金 高齢者いきいき安心 センター	小金 3 高橋ビル 4 階	幸田・幸田 1～5 丁目・中金杉 1～5 丁目・ 平賀・東平賀・殿平賀・久保平賀・大金 平 1～5 丁目・大谷口・小金・小金きよ しヶ丘 1～5 丁目・小金上総町・小金 清志町 1～3 丁目・二ツ木・二ツ木二 葉町・根木内 (国道 6 号西側)	☎ 374 - 5221 FAX 349 - 0560
小金原 高齢者いきいき安心 センター	栗ヶ沢 789 の 22	根木内 (国道 6 号東側)・小金原 1～9 丁目・ 栗ヶ沢・八ヶ崎 1 丁目	☎ 383 - 3111 FAX 385 - 3071
新松戸 高齢者いきいき安心 センター	新松戸 1 の 414 大清堂ビル 1 階	横須賀 1～2 丁目・新松戸 1～7 丁目・新 松戸東・新松戸北 1～2 丁目・小金 1100 ～1300 番台	☎ 346 - 2500 FAX 346 - 2514
馬橋西 高齢者いきいき安心 センター	西馬橋広手町 40-1 秀栄ビル 101	旭町 1～4 丁目・外河原・七右衛門新田・ 主水新田・新松戸南 1～3 丁目・西馬橋 1～5 丁目・西馬橋相川町・西馬橋蔵元町・ 西馬橋幸町・西馬橋広手町・馬橋 (JR 線 西側)	☎711-9430 FAX711-9433
馬橋 高齢者いきいき安心 センター	中和倉 130 第 1 コーポオンダ 1 階	馬橋 (JR 線東側) 三ヶ月幸谷・八ヶ崎・八 ヶ崎緑町・八ヶ崎 2～8 丁目 中根・新作・ 中根長津町・中和倉	☎ 374 - 5533 FAX 374 - 5501

(2) 松戸市基幹型地域包括支援センター（松戸市地域包括ケア推進課）

名称	所在地	電話番号
松戸市基幹型地域包括支援センター	根本387-5	047-366-7343

(3) 超緊急のとき、どうするか？

\*高齢者いきいき安心センターは24時間相談ができます。

しかし、目前で暴力が行われているとき ⇒110番へ

医療がすぐに必要な病気やけががあるとき ⇒119番へ

\*深刻かつ緊急な虐待事例では、高齢者いきいき安心センターで連絡を受け、高齢者虐待防止ネットワーク経由で虐待を受けている高齢者を一時的に分離すること（緊急ヘルプネットワーク事業利用）も可能です。

(4) 相談対象年齢は？

65歳以上です。

でも、それより低い年齢でも、とにかく相談してください。

<解説> 松戸市には「高齢者」と「子どもと女性」「障害者」の相談窓口があります。

高齢者の相談窓口 (24時間対応)

⇒高齢者いきいき安心センター  
地域包括ケア推進課

子どもと女性の相談窓口

⇒子ども家庭相談課 047-366-3941  
(相談時間 8:30~17:00)

千葉県女性サポートセンター

⇒043-206-8002 (匿名可)  
(相談時間 365日24時間対応)

配偶者暴力相談支援センター 県内各健康福祉センター  
(松戸市の場合は、松戸健康福祉センター)

⇒047-361-6651

千葉県男女共同参画センター

⇒043-420-8411

女性相談 休止中 (令和元年10月末時点)

男性相談 043-308-3421  
(火・水曜日 16:00~20:00)

障害者の相談窓口 ⇒松戸市障害者虐待防止・障害者差別相談センター

047-366-8376

障害福祉課 047-366-7348

(相談時間 8:30~17:00)

\*高齢者とは65歳以上の方のことをいいます。

しかし、介護保険を受けている40歳以上の方も高齢者いきいき安心センターに相談が寄せられます。「その方の年齢を問わず、被虐待者を見つけ、援助する」ことが本質です。従って、対象年齢に関わらず、ともかく、ご相談いただいてもかまいません。

## マニュアルを使用する皆さんへのお願い

### (5) 「相談者のプライバシーに特に気をつける」

虐待例につき、相談した方が様々な不利益を得たり、復讐をされたりすることもあります。このため、虐待を皆さんに相談した市民の方のプライバシーは絶対に「厳守」しなければなりません。どうかよろしくお願いします。

高齢者虐待を発見した場合は通報（努力）義務が生じます。「高齢者虐待防止法」では「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（法第7条第2項）、「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するように努めなければならない」（法第7条第2項）ことになっています。

また、「通報を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならない」とされています。（第8条、第23条）

**「通報者の秘密」は守られます。**

ぜひ、早期発見と通報をよろしくお願いします。

### 3 虐待事例の報告のしかた

一般市民の方々は、高齢者いきいき安心センターに連絡するだけで、援助専門職、医療職、民生委員・児童委員などは、虐待事例を高齢者いきいき安心センターに、正式に「事例報告」を行うことができます。

なお、あなたが、介護・医療関係の事業所の職員の場合、この報告は、ぜひ上司の方と相談しながら行うことをお勧めします。

使用する用紙は「共通フェイスシート」の用紙です。

「共通フェイスシート」の用紙は、11ページから16ページに掲載してあります。高齢者いきいき安心センターからFAXで取り寄せることもできます。

(1) 共通フェイスシート様式

共通フェイスシート

G・K・S

受付年月日 平成 年 月 日 受付者 担当 台帳NO

《本人》

ふりがな		性別		生年月日		歳
氏名						
住所				TEL		

《相談の内容》

方法	TEL・来所・その他 ( ) ( ) 虐待・権利擁護・支援困難・ ( )					
ふりがな	詳細					
相談者						
連絡先						
関係						
備考						
緊急性	24時間以内・48時間以内 ・その他 ( 日以内)					
判断理由						
これまでに 相談した 機関	詳細 (時期・機関名・担当者・相談内容など )					

本人情報

《経歴 (出身・学歴・仕事・現況・趣味・嗜好等) 》	《家系図 (キーパーソン☆ 主介護者 ) 》

《家族・親族・第3者支援状況》

NO.	氏名	続柄	年齢	住所・	電話番号	交流状況



《介護・医療・障害等》

介護保険	未申請・申請中・非該当・要支援（ ）・要介護（ ）		負担限度額：あり・なし・不明	
	認定期間			
	居宅支援事業所		ケアマネジャー	
障害手帳	種類		等級	
医療保険	国保・社保・後期高齢・生活保護・その他（ ）			

《ADL》

《IADL》

立ち上がり	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	電話	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
立位保持	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	買い物	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
移動	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	服薬	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
食事	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	調理	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
排泄	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	洗濯	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
入浴	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	掃除	自立・一部介助・全介助・その他（ ）
着脱	自立・一部介助・全介助・その他（ ）	特記事項	

《病歴・既往歴・怪我の状況等》

時期	病名	病院	医師	投薬・治療内容・服薬管理
特記事項				

《健康状態・心身の障害》

障害高齢者日常生活自立度	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2
認知症高齢者日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M

《精神状況》

性格上の問題	なし・あり（ ）	対人関係	協調的である・普通・拒否的である
認知	記憶障害・失見当・睡眠障害・問題なし		長谷川式スケール / 30
精神	なし・心気症状・不安・焦燥・抑うつ・興奮・幻覚・妄想・せん妄・その他（ ）		
問題行動	なし・攻撃的行動・自傷行為・火の取扱い・徘徊・不穏興奮・不潔行為・失禁  その他（ ）		
特記事項 (コミュニケーション能力・認知の状態)			

《介護・医療保険等サービス内容》

サービス種類	月	火	水	木	金	土	日	その他

《金銭管理》

金銭の管理	自立・一部介助・全介助・不明			財産管理	自立・一部介助・全介助・不明		
金銭の管理者	本人・家族（ ） その他（ ）・不明						
金銭管理に関するエピソード							
年金	種別	月額	円	年額	円	備考	
	種別	月額	円	年額	円	備考	
その他	種別	月額	円	年額	円	備考	
所得合計	月額	円		年額	円		
日常生活費(家賃・光熱水費等)	円/月	円/月		円/月	円/月		
	円/月	円/月		円/月	円/月		
支出合計	月額	円		年額	円		
課税状況	課税世帯・非課税世帯・生活保護・申告なし(推定:課税・非課税)・不明						
医療費等の補助	ない・ある( )・不明						
財産	動産	預貯金	銀行	円	支店	名義	
			銀行	円	支店	名義	
			銀行	円	支店	名義	
			銀行	円	支店	名義	
			銀行	円	支店	名義	
		生命保険・株券など:					
	不動産	土地・建物:					
	借金	ない・ある(金額 円)					
	遺言・相続	なし・ある( )					
備考	(成年後見制度利用についてはNo. 4へ記入)						

**《本人の意志》**

現状への思い（現状困っていること等）	今後への思い（今後の生活をどうしていきたいか等）

**《家族・支援者の意向》**

--

**《備考》（成年後見制度申立ての趣旨・支援経過・その他エピソード等）**

--

### 養護者情報

ふりがな		性別		続柄		生年	歳
氏名						月日	
住所						電話	

### 《養護者の経歴（出身・学歴・仕事・現況・趣味・嗜好等）》

--

### 《養護者の認識・意思》

現状への思い	
今後への思い	

### 《養護者の健康状態・心身の障害》

疾病・身体障害	ない ・ある ・診断が必要 ・その他（ ） ・不明	
具体的に		
精神・知的障害	ない ・ある ・診断が必要 ・その他（ ） ・不明	
具体的に (精神状態等含む)	性格上の問題	無 ・ 有（ ）
	対人関係	協調的である ・ 普通 ・ 拒否的である
	認知	記憶障害 ・ 失見当 ・ 睡眠障害 ・ 問題なし
	問題行動	攻撃的行動 ・ 自傷行動 ・ 火の取扱い ・ 徘徊 ・ 不穏興奮 ・ 不潔行動・失禁 ・ その他（ ） ・ 問題なし
	精神	心気症状・不安 ・ 焦燥 ・ 抑うつ ・ 興奮 ・ 幻覚 ・ 妄想 ・ せん妄 ・ その他（ ） ・ 問題なし
特記事項		

### 《養護者の負担》

介護期間	～6ヶ月・6ヶ月～1年・1年～2年・2年～・その他（ ） ・不明・なし
養護者の介護知識・技術	ほとんどない ・あまりない ・ある ・その他（ ） ・不明
サービス等の内容・量	十分である ・不十分である（⇒具体的 ） ・不明
養護者の身体的負担	負担 ・感じていない ・負担ではない ・その他（ ） ・不明
養護者の精神的負担	負担 ・感じていない ・負担ではない ・その他（ ） ・不明
養護者の経済的負担	負担 ・感じていない ・負担ではない ・その他（ ） ・不明
養護者の収入・負債等	なし ・ あり（⇒具体的に ）
養護者の生活上の負担	なし ・ あり（⇒具体的に ）

虐待緊急性判断基準

種類	身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・介護・世話の放棄放任					
緊急性	1 本人が保護救済を強く求めている 2 生命に危険な状態（重度のやけど・外傷・褥瘡・栄養失調・衰弱・脱水・肺炎等） 3 生命に危険な行為が行われている（頭部打撃・顔面打撃・首しめ・揺さぶり・戸外放置・溺れさせる等） 4 確認できないが、上記（1. 2. 3.）である可能性がある 5 その他（ ）					
虐待者の希望	1 現状維持 2 家族からの一時的離脱 3 施設入所 4 その他（ ）	本人の希望	1 現状維持 2 家族からの一時的離脱 3 施設入所 4 その他（ ）			
関係	虐待者から見た本人との過去の関係			本人から見た虐待者との過去の関係		
協力者	問題解決のための協力者				<続柄>	
	本人・家族に最も影響力のある人物				<続柄>	
	成年後見制度の後見人候補（4親等以内親族）				<続柄>	
特記事項	本人の虐待に対する認識等					
	氏名	続柄	虐待内容	頻度	自覚	虐待の要因

《上記（虐待内容・頻度・虐待の要因）は下記から選択》

<虐待内容>

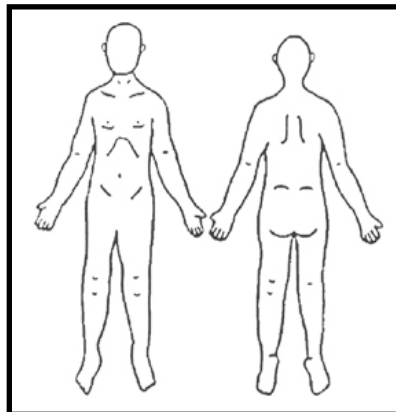
- A 身体的虐待
  - ① 外傷（出血・骨折・やけど）
  - ② 傷にならない暴力（殴る・蹴る・叩く）
  - ③ 拘束（縛り付け・閉じ込め）
- B 心理的虐待
  - ④ 無言・威圧・侮辱・脅迫
  - ⑤ 無視
  - ⑥ 嫌がらせ
- C 性的虐待
  - ⑦ 不必要な性器への接触
  - ⑧ 下半身を裸にして放置
- D 経済的虐待
  - ⑨ 日常に必要なお金を渡さない
  - ⑩ 年金・預貯金の取り上げ
  - ⑪ 不動産・有価証券等の取り上げ
- E 介護・世話の放棄
  - ⑫ 入浴・排泄の介助の放棄による不衛生状態
  - ⑬ 水分食事摂取放任による身体的ダメージ
  - ⑭ 劣悪な住環境の中で生活させる
  - ⑮ 介護・医療サービスを受けさせない
  - ⑯ 虐待者が家に戻らないことがある
  - ⑰ その他

<虐待の頻度>

- ア いつも・毎日
- イ 一週間に数回
- ウ 一ヶ月に数回
- エ 一ヶ月に1回以下
- オ 不明

<虐待の要因>

- A 高齢者本人の認知症による言動の混乱
- B 高齢者本人の介護の困難さ・難しさ
- C 高齢者本人の性格や人格
- D 高齢者本人の過去（暮らし方）
- E 虐待者の身体障害
- F 虐待者の知的障害・知的問題
- G 虐待者のアルコール依存
- H 虐待者の精神障害（アルコール依存除く）
- I 虐待者の上記以外の疾病
- J 虐待者のギャンブル依存
- K 虐待者の性格・人格
- L 虐待者の介護疲れ・介護ストレス蓄積
- M 虐待者の知識や情報不足
- N 虐待者の外部サービス利用への抵抗感
- O 高齢者本人と虐待者との人間関係
- P 家族・親族の無関心・無理解・非協力的
- Q 経済的困窮
- R 経済的利害関係（財産・相続）
- S その他
- T 不明



## (2) 報告書の書き方の要点

- ① 事例の個人情報（住所、氏名、生年月日等 個人を特定する情報）はすべて空欄とし、記載しません。尚、記述の中の固有名詞（病院名や個人名等）も“A病院”等と記載します。
- ② 緊急性の度合いを必ず記入します。（15ページ）
- ③ 高齢者いきいき安心センターにFAX送信の上、電話します。

### <解説>

現在、「事例担当者」が高齢者いきいき安心センターに事例報告をする場合、事例報告はFAXを用いて行っています。FAXは相手先番号を正確に送信した場合は、インターネットなどに比べて非常にセキュリティーの高い方法です。

しかし、相手先番号をまちがえると、誤送信の恐れがあります。そのため、個人情報はすべて空欄のまま送信することになっています。これなら、誤送信しても、情報がもれる可能性が少ないからです。FAXが高齢者いきいき安心センターについて双方で確認の上、改めて電話でのやりとりで、空欄部分を埋めていく方法をとります。

なお、「事例担当者」が高齢者いきいき安心センターに直接訪問して、事例報告する方法が最も個人情報がもれる可能性がなく、確実な方法です。 また、非常に重要な事例の場合、「高齢者いきいき安心センター」の職員が事例担当者の事業所を訪れて、支援にあたることもあります。

## 4 専門職で協力しよう

- ① 一人で対応しない
- ② 専門職間の情報共有の仕方
- ③ サービス担当者会議を開こう

### (1) 一人で対応しない

あなたの担当している事例に「虐待がありそうだ」と感じたり、明らかな虐待を見つけた場合、あなたは一人でその事例に対応してはいけません。虐待を見つけた人・知った人には「すみやかに、市役所への通報義務（努力義務）」があります。

そればかりでなく、一人で対応することには、様々な限界があり、虐待事例にはチームで対応することが原則です。

### (2) 専門職間の情報共有の仕方

あなたが、介護・医療関係などの事業所の職員の場合、まず、ぜひ上司と相談することをお勧めします。その上で、「高齢者いきいき安心センター」に報告をします。また、プライバシーに配慮しな

がらも、事業所内でも意見交換をして複数の方々に情報共有しながら、対応策を構築することをお勧めします。

### (3) サービス担当者会議を開こう

現在の地域ケアは、様々な職種が協力して、一人の高齢者を支えています。そのため、様々な職種が、虐待事例にそれぞれの強みを生かしながら関わっていくことが非常に重要です。その意味で、サービス担当者会議を開催することは、非常に重要なことです。

虐待事例を受け持った専門職は、事業所の管理者に相談の上、ケアマネジャーにサービス担当者会議の開催を要請したいと思います。

## 5 感性をみがく ～虐待はふつうは隠されています～

虐待行為は深刻であればあるほど、密室で行われます。

外部の援助者が家庭に入ることによって虐待が緩和されることがあります。

高齢者のからだの傷や、栄養状態や、介護状況に注目したいと思います。



虐待していることを他者に「自己申告」する人はほとんどいません。

大部分の虐待は密室で行われます。また、被害者が助けを求めることも、必ずしも多くはありません。

むしろ、皆さんに助けを求めたときには、相当深刻な虐待が行われているか、ある程度の期間虐待が行われてきたと、考えたほうがよいかもしれません。

とりわけ、被害者が高齢者で、息子や娘などの親族による虐待の事例では、「子どもをかばう」という親の心情から、極度の虐待を受けていても、皆さんに助けを求めず、ひたすら耐えることもまれではありません。

これらは密室で行われることが多いといえます。そのため、これまで在宅サービスの入っていなかった家庭に、介護サービスなどが入ることだけで、虐待の度合いが軽くなることもあります。それだけ、外部の第三者が家庭内で援助することは有効です。逆に、深刻な虐待が行われている家庭では、第三者に拒絶的で、一切のサービスや援助を断っている例すらあります。

皆さんは、高齢者のからだの傷や、栄養状態や、食生活の在り方や、介護の状況（服や部屋の汚れ方、おむつが定時的に交換されて

いるかどうかなど) をみて、虐待の存在を察知する感性を持ちたい  
と思います。

もちろん、その場で、虐待を指摘することは必ずしも有効とは限り  
ません。しかし、虐待の存在を察知しながら援助したり、サービス  
担当者会議を開催することは、有効な一歩だと思います。

## 6 高齢者虐待防止ネットワーク主催セミナーに参加しよう！

松戸市高齢者虐待防止ネットワークでは、2種類の研修会を行って  
います。一つは、専門職向け研修会、もうひとつは市民・専門職向け  
の研修会です。専門職はどちらの研修会にでも、出席が可能です。

これらの研修会では、高齢者虐待問題の学識経験者、ネットワーク  
構成員などによる講演・シンポジウムを行います。現場での実用的な  
虐待に対する知識をお伝えするとともに、松戸市の高齢者虐待及びそ  
の対応の実態についても、これらの研修会で皆様にお伝えします。

開催日時・場所などについては、最寄りの高齢者いきいき安心セン  
ターにお問い合わせください。ふるってご参加くださいますよう、お  
待ちしています。

## 読者の方へ

お疲れ様でした。ここまでお読みになった方は、虐待事例にかかわる、ごく基本的な知識を習得したことになります。ここまでで、とりあえず、虐待事例の解決の糸口につけると思います。

もっと勉強したい人は、第二章以降に読み進んで頂ければ幸いです。

## 第二章「虐待事例にかかわるパワーアップ講座①」

---

ここからは中級編です。第一章を読み、「虐待に関する基本的な事項」を覚えられた方のための講座です。

## 1 虐待の定義の詳細

### (1) 五つの定義の復習

皆さん、虐待の定義を覚えていますか。そうでした。下記の五つでした。

身体的虐待

心理的虐待

性的虐待

介護等放棄

経済的虐待

ここで、虐待の定義をもう少し詳しく勉強しておきましょう。

#### \* 身体的虐待

身体的虐待は加害者が「暴力をふるう」ことが代表的です。

しかし、そればかりではありません。例えば、「紐などで身体を縛ったり」することや、「部屋に閉じ込め」たりする拘束行為や、「本人の意思に反して鎮静剤などを飲ませて活動性を封じる」なども、身体的虐待にあたります。また、「無理やり食べ物を口に入れる」などの行為も虐待にあたります。

\* 心理的虐待

いわゆる「言葉の暴力」が代表的なものです。心理的虐待はそればかりではありません。例えば、「親しい人に会わせない」、「やりたいこと（活動など）をやらせない」なども、心理的虐待に該当します。

\* 性的虐待

性的虐待は、「無理に性行為を迫る」、あるいは、「無理に体に触れる」などがその代表的なものです。その他にも、「相手にわいせつな言葉をあびせる」、「懲罰的に下半身を露出したままにして放置する」などの行為も、性的虐待に当たります。

\* 介護等放棄

「食事を満足に与えない」、「居室を汚いままにする」、「入浴させずに放置する」などが代表的なものです。その他、「介護保険制度などの社会的なサービスを受けさせない」、「病気やけががあるのに治療を受けさせない」なども、この放任にあたります。

## \* 経済的虐待

「親の年金を（親の意思に反して）せびったり、はく奪する」、  
「認知症になった親の預金口座のお金を自分の生活費に流用する」などが代表的なものです。その他、「高齢者を本人の意思に反して老人施設に入れて、家屋を使用するとか、不動産を無断で売却する」などの行為もこれに当たります。

### （２）虐待行為は、本人や加害者の自覚は問いません

虐待において、本人や虐待者の自覚は問いません。

実際には、加害者の側では、「しつけている」「練習させている」「しっかりしてもらおうと思ってやっている」などという理由で虐待を行い、自分は「虐待している」と考えていないことが多いのです。

また、経済的虐待の場合では、「家族ならば、お金も当然共有物だ」「親のお金は自分のお金」と考えて、自分の都合のよいように、高齢者の財産を流用することもまれではありません。

この傾向は加害者ばかりにあるわけではありません。被害者も虐待されていることを自覚していないことがしばしばあります。

このように、家庭内では、被害者も加害者も、虐待行為を自覚しにくい特徴があります。家庭内での自助努力に任せていては、残念ながら、虐待が簡単には発見されず、むしろ、第三者が虐待を発見しやすい、という特徴があります。また、家庭内においては、加害者や被害者に虐待の自覚がある場合ですら隠されやすいといえます。

従って、第三者からみて、明らかに、一方が他方を虐げていると思われるとき、とりわけ、複数のサービス担当者が、「虐待があると合意できる」とき、虐待が存在すると考えてよいと思います。

まとめておきましょう

被害者は自分が虐待されている自覚がないことがある。

加害者は自分が虐待している自覚がないことが多い。

被害者・加害者に虐待の自覚がある場合は、通常、隠されている。

⇒第三者が虐待を認識・発見することが重要



## 2 虐待をしている人をサポートするという視点をもつ

### (1) 「虐待をしている人を支援する」という考え方の重要性

虐待は、加害者に問題があることはもちろんです。その問題の本質が何か、ということが重要です。つまり、加害者が虐待行為を行う、その奥にある「何か」を理解したいと思います。

というのも、加害者も、疲弊していたり、貧困に苦しんでいたりと、（精神障害というほどでなくても）対人関係の障害をもっていたり、加害者も何らかの障害者であったりすることが多いのです。

虐待する人には、非常に高い頻度で「障害」が認められます。アルコール依存を含む様々な精神障害や、知的障害、あるいは、自力で生活する能力に障害のある方が、虐待行為に及ぶ事例も多いといえます。また、高齢者を介護するご家族が、その介護のストレスに耐えかねて虐待行為を行う事例もしばしば見られます。

その意味で、加害者を支援するという視点が、決定的に重要です。

虐待問題では、どうしても、被害者を救済するという視点に傾きがちです。しかし、多くの場合、被害者よりも加害者に問題があることが多いのです。加害者の問題が解決したり、緩和すると、

虐待行為が少なくなることもまれではありません。その意味で、加害者のもつ障害や、社会的問題や、ストレスや、境遇に目を向けることが、虐待事例に対応するに当たり、決定的に重要であるといえます。

まとめておきましょう

加害者は、病気や生活能力の障害やストレスをもつことが圧倒的に多い

⇒加害者をサポートすることと虐待が緩和するという視点をもつ

## (2) 家族の歴史から出てくる虐待行為

「現在の虐待行為」は、しばしば家族の歴史の産物でもあります。例えば、アルコール依存症の父親がしばしば、妻子に暴力を振った場合、その子どもが成長し、父親より強くなったとき、父親に暴力行為を行う、などという例があります。夫が妻に暴力を振るい続けてきた場合に、夫が寝たきりになったとき、妻が介護の放棄をするなどの例も見受けられます。

このように、現在見えている虐待行為が、長年にわたる家族の歴史に根ざしていることが実に多いといえます。それだけに、虐待をなくすことは簡単ではありません。

第三者が、一年や二年程度、かかわったくらいで、長年培われた家族の歴史に根ざす虐待行為をとめることは困難です。

しかし、そのような「家族の歴史を理解すること」は、虐待をとめることができなくても、少なくとも、有意義であると信じたいと思います。しかし、専門職といえども、そのような家族の隠された歴史について、積極的に尋ねることはプラスにならないことが多いと思います。

また、根気よく、様々な専門職が関わる中で、虐待者が次第に癒され、虐待が少なくなることも、ときにはあります。しかし、そのようなプロセスを経るには、何年かの時間を要することが多いようです。

まとめおきましょう

虐待行為は家族の長年の歴史に根ざすことがしばしばである。

そのような長年培われた虐待は簡単に解決できない。

しかし、そのような歴史に理解をもつようにしたい。

### (3) 介護問題の深刻さへの理解

虐待の調査（厚生労働省）でも、高齢者を虐待する家族は圧倒的に同居家族です。また、介護者が虐待行為を行うことが多いこともわかっています。また、要介護度が重い高齢者を介護している家族、重度の認知症の方を介護する家族に深刻な虐待行為が多いこともわかっています。

つまり、介護の負担が、虐待行為の発生に大きく影響している可能性があります。その意味でも、虐待者である介護者の介護負担を軽減する必要があります。ここでも、加害者支援の視点が非常に重要になるわけです。

それゆえに、ケアマネジャーとともに、「サービス担当者会議」を開催することが、虐待事例の対応において、いかに重要なことであるかが、改めて理解されると思います。

まとめておきましょう

障害の重い高齢者を介護する家庭に虐待が生じやすい。

介護負担軽減による、介護者支援が重要である。

その意味でも、サービス担当者会議が重要である。

### 3 様々な社会資源を活用しよう

この項目では、虐待問題に取り組むにあたり、強い味方である「社会資源」について解説しておきたいと思います。

#### (1) ケアマネジャー（正式名称「介護支援専門員」）とは

ケアマネジャーとは、正式名称を介護支援専門員と呼び、介護保険法に定められている職種です。ケアマネジャーは、保健・医療・福祉の専門職が五年以上の現場経験を積んで、試験を受けて与えられる資格であることから、その一人ひとは、保健・医療・福祉それぞれの専門職になります。ケアマネジャーは、利用者の障害の重さに応じて定められる支給限度額の範囲内で、その利用者にあった様々なサービスを組み合わせて提供する職種です。

ケアマネジャーには、本来、「サービス担当者会議」を開催することが、介護保険制度で義務づけられています。

虐待事例においては、ぜひ、専門職が声をかけあい、ケアマネジャーとともにサービス担当者会議を開きたいと思います。また、介護保険制度のみならず、その他の制度も活用しながら、被害者・加害者を援助する方法を探りたいものです。

## (2) 高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）とは

介護保険法の改正により、平成18年4月に地域で暮らす高齢者を保健・医療・福祉の様々な面から総合的に支えるために設置されました。

具体的には社会福祉士等、保健師等、主任ケアマネジャーのスタッフで、総合相談、介護予防のほか「虐待の防止、早期発見のための事業、権利擁護のための援助を行う事業」を行うことが法に明記されました。「高齢者いきいき安心センター」は、高齢者の虐待相談・通報の相談窓口です。

## (3) 民生委員・児童委員とは

担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。

松戸市では、市内18地区で定数540人が活動しています。

虐待事例の発見を地域住民とのコミュニケーションから掘り起こしていくことが期待できる方々でもあります。

#### (4) 高齢者支援連絡会

高齢者支援連絡会は、市内9か所にあります。その地域に暮らす高齢者の見守り等の活動を通じて高齢者の安心安全な生活を支援することを目的として活動しています。見守り活動の他にも生活情報の提供、相談場所の案内等、地域の実情に応じて高齢者支援を行っています。

民生委員・児童委員と同様に、高齢者の見守り活動をしているなかで、高齢者虐待を発見する可能性があります。活動されている方々には、高齢者虐待に関する知識や認知症に関する知識の普及等を行い、地域の見守り役として活躍していただいています。

#### (5) 人権擁護委員とは

地域の中で、住民の日常生活に接しながら人権に対する意識を高め、住民の人権が侵害されていないかを見守り、相談を受けるといった「人権擁護活動」を行う人です。

松戸市には15人の委員がおられ、法務局松戸支局では常設(0570-003-110)、市役所では下記の日程にて、人権相談を受けています。虐待などの人権侵犯事件に対しては、法務局

と協力して必要な調査を行い、援助、調整、告発、勧告などのさまざまな救済手続きを行います。

相談会場	相談日	相談時間	電話
千葉地方法務局松戸支局	月～金	9：00～16：00	047-363-6278
行政経営課相談コーナー	毎月第1・3金曜日	10：00～15：00 (12：00～13：00 を除く)	電話による相談はお受けしておりませんので、直接会場までお越しください。
六実支所	毎月第1火曜日		
小金原市民センター	毎月第1木曜日		
新松戸市民センター	毎月第1金曜日		
ふれあい22	毎月第2金曜日		
東部支所	毎月第4水曜日		

※休日を除く

## (6) 松戸市社会福祉協議会とは

連絡先：松戸市上矢切299-1 総合福祉会館内

電話047-368-0503

地域福祉の推進のために、住民参加を基本とし、町会・自治会をはじめ、ボランティア団体や各福祉団体の連携を進めている団体です。市内を15の地区に分け、それぞれに地区社会福祉協議会がおかれています。

15の地区の地域毎の交流や啓発も行われています。活動のひとつである「ふれあい・いきいきサロン」は家庭の中に閉じこも



っている被虐待者と接触を持つための手段として有効かもしれません。

また、社会福祉協議会における事業に、判断能力に疑問が生じた方等を対象に金銭管理上の問題に対して、相談に応じる日常生活自立支援事業を実施しています。松戸市自立支援センターでは、生活困窮者に対して相談場所を開設しています。これに伴い、経済的虐待事例や成年後見制度へのガイド的対応に事例が蓄積されています。

松戸市自立相談支援センター

連絡先：松戸市根本387-5 松戸市役所本館3階

電話047-366-0077

#### (7) 中核地域生活支援センターとは

連絡先：松戸市新松戸4-129 関口第5ビル

電話047-309-7677

中核地域生活支援センター（略称「中核センター」）とは、千葉県が県内に13ヶ所設置する相談機関です。松戸市には1ヶ所が指定され、「ほっとねっと」がその機関となっています。中核

センターは、高齢者や精神障害、知的障害、身体障害などすべての障害者の相談に応じます。また、虐待（DV）あるいは権利擁護に関する相談にも応じます。

また、中核センターは24時間365日稼動することが義務付けられています。「ほっとねっと」では、通常相談を日中の時間帯に受けるのみならず、緊急相談に関しては24時間365日いつでも電話を受けられる体制を整えています。かつ、夜間・休日を含め、緊急対応が必要な場合には、複数のスタッフを招集して対応できる体制を整えています。

また、「ほっとねっと」の常勤スタッフは、「地域総合コーディネーター」と呼ばれ、社会資源活用に関する広範な知識・経験をもち、行政担当者や広範な地域の事業所・活動家の方々と密接な連携をとりながら、問題の解決に当たります。

(8) 松戸市基幹相談支援センター・松戸市障害者虐待防止障害者  
差別相談センター

連絡先：松戸市上矢切 299-1 総合福祉会館 2階

松戸市基幹相談支援センター

電話 047-308-5028

松戸市障害者虐待防止障害者差別相談センター

電話 047-366-8376

FAX 047-366-1138

松戸市基幹相談支援センターでは、障害のある人（子ども）とそ  
ご家族などが抱えている不安や課題などをお聴きし、一緒に解決する  
ための支援を行っています。問題解決には、行政や地域の福祉、医療、  
教育、法律関係者などと連携をしながら行います。

松戸市障害者虐待防止障害者差別相談センターを併せて運営してい  
るので、障害者の虐待通報差別相談受付窓口として、支援を行ってい  
ます。

## <解説>

### 日常生活自立支援事業

「日常生活自立支援事業」とは、福祉サービス利用の援助、預貯金の出し入れや生活費の管理など、幅広い援助を行う有償サービスです。成年後見制度と大きく異なるのは、サービスやお金の使い道などを利用者本人が決定することを前提に、それを側面から援助することです。

松戸市社会福祉協議会は、千葉県社会福祉協議会から委託を受け、「まつど広域後見支援センター」を設置し、「日常生活自立支援事業」に取り組んでいます。

### 第三章「虐待事例にかかわるパワーアップ講座②」

---

更に中級編を読み進めている読者の方へ

本章では、様々な虐待事例のパターンを示し、皆さんが虐待事例を察知するためのご参考にしたいと思います。

## 1 高齢者虐待のサイン

「高齢者虐待防止マニュアル」（高齢者処遇研究会編）での記載や、世田谷区で議論された高齢者虐待のサインの例を整理すると次のようになります。

### （1）身体的虐待を受けている高齢者の身体面・行動面にみられる

#### サイン

- ① 説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁に見られる。
  - ② 太ももの内側や腕の内側、背中などに「あざ」や「みみずばれ」がある。
  - ③ 回復状態がさまざまな傷や「あざ」、骨折のあとがある。
  - ④ おしりや手のひら、背中などに「やけど」のあとがある。
  - ⑤ たやすく怯え、恐ろしがる。
  - ⑥ 「家にいたくない」、「蹴られる」などの訴えがある。
  - ⑦ 福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう。
  - ⑧ 福祉・保健の関係者に対する話の内容がしばしば変化する。
- など。

## (2) 介護等放棄などに見られるサイン

- ① 居住する部屋、住居が極端に非衛生的、あるいは異臭がする。
- ② 衣類やおむつなどが散乱している。
- ③ 寝具や衣服が汚れたままである。
- ④ 濡れたままの下着を身につけている。
- ⑤ かなりの程度の傷やじょくそうができています。
- ⑥ 適度な食事をとっていない、栄養失調の状態にある。
- ⑦ 周囲のことに極度に無関心である。
- ⑧ 疾患の症状が明白にあるにもかかわらず、医師の診察を受けていない。  
など。

## (3) 心理的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

- ① 指しゃぶり、かみつき、ゆすりなどが見られる。
- ② 不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）。
- ③ ヒステリー、強迫観念、強迫行為、恐怖症などの反応が見られる。
- ④ 食欲の変化、摂食の障害（過食、拒食）が見られる、不自然な体重の増減がある。

- ⑤ 過度の恐怖心、怯えを示す。
- ⑥ 強い無力感、あきらめ、なげやりな態度などが見られる。  
など。

#### (4) 性的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

- ① 歩行、座位が困難、肛門や女性性器からの出血や傷がある。
- ② たやすく怯え、恐ろしがる。
- ③ 人目を避け、多くの時間を一人で過ごす。
- ④ 福祉・保健の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう。
- ⑤ 自傷行為が見られる。
- ⑥ 睡眠障害がある。  
など。

#### (5) 経済的虐待を受けている高齢者の身体面・行動面に見られるサイン

- ① 年金や財産などがあり金銭的に困っているはずがないのに、お金がないと訴える。



- ② 金銭的に困っているはずがないのに、費用負担のかかるサービスは受けたくないと言う。
- ③ サービスの費用や生活費の支払いが突然できなくなる。
- ④ 資産の状況と衣食住など生活状況の落差が激しい。
- ⑤ 「知らない間に預貯金が引き出された」といった訴えがある。  
など。

#### (6) 介護者・家族にみられるサイン 介護者・家族に見られるサイン

- ① 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる。
- ② 高齢者の世話に対する拒否的な発言をしばしばしている。
- ③ 高齢者の健康に関心が低く、受診や入院の勧めを拒否する。
- ④ 高齢者に対して過度に乱暴な口のききかたをする。
- ⑤ 経済的に余裕があるように見えるのに高齢者に対してお金をかけようとしなない。
- ⑥ 福祉や保健の専門家に会うことを嫌がる。
- ⑦ 強い無力感、あきらめ、なげやりな態度などが見られる。  
など。

## (7) 地域からのサイン

- ① 自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物をなげる音が聞こえる。
  - ② 昼間でも雨戸（カーテン）が閉まっている。
  - ③ 天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる。
  - ④ 家族と同居している高齢者がコンビニやスーパー等で一人分の弁当を頻繁に買っている。
- など。

## 虐待予防・発見チェックシート

### 身体的虐待

<input type="checkbox"/> あざや傷の有無	頭部に傷、顔や腕に腫脹、身体に複数のあざ、頻繁なあざなど
<input type="checkbox"/> あざや傷の説明	つじつまが合わない、理由を聞いても説明しない、隠そうとするなど
<input type="checkbox"/> 行為の自由度	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができないなど
<input type="checkbox"/> 態度や表情	おびえた表情、急に不安がる、家族のいる場面で態度が異なるなど
<input type="checkbox"/> 話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言など
<input type="checkbox"/> 支援のためらい	関係者に話すことを躊躇する、話す内容が変わる、新たなサービスを拒否するなど

### 心理的虐待

<input type="checkbox"/> 体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、拒食や過食が見られるなど
<input type="checkbox"/> 態度や表情	無気力な表情、なげやりな態度、無表情、急な態度の変化など
<input type="checkbox"/> 話の内容	話したがるらない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」といった発言など
<input type="checkbox"/> 適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠など
<input type="checkbox"/> 高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的な態度など
<input type="checkbox"/> 高齢者への話の内容	「早く死んでしまえ」などの否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしないなど

### 介護や世話の放棄

<input type="checkbox"/> 住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑になっている、不適切な冷暖房など
<input type="checkbox"/> 衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツなど
<input type="checkbox"/> 身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪など
<input type="checkbox"/> 適切な食事	やせが目立つ、菓子パンのみの食事、よそではガツガツ食べるなど
<input type="checkbox"/> 適切な医療	家族が受診を拒否する、受診を勧めても行った気配がないなど
<input type="checkbox"/> 適切な介護等サービス	必要な介護サービスを利用しない、勧めても無視あるいは拒否するなど
<input type="checkbox"/> 関係者に対する態度	援助の専門家に会うのを避ける、話したがるらない、拒否的な態度、専門家に責任転嫁など

### 経済的虐待

<input type="checkbox"/> 訴え	「お金を盗られた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」といった発言など
<input type="checkbox"/> 生活状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がないなど
<input type="checkbox"/> 支援のためらい	介護サービスに利用負担が突然払えなくなる、サービスの利用をためらうなど

### 性的虐待

<input type="checkbox"/> 出血や傷の有無	生殖器などの傷や出血、かゆみの訴えなど
<input type="checkbox"/> 態度や表情	おびえた表情をする、怖がる、人目を避けたがるなど
<input type="checkbox"/> 支援のためらい	関係者に話すことをためらう、援助を受けたがるらないなど

虐待予防・発見チェックシート(第2版)(東京都老人総合研究所作成)

## 2 虐待事例のパターン認識

### (1) 介護熱心な家族による虐待

介護に熱心なご家族が、高齢者に虐待を行うことがときにあります。このことは心理学でもよく知られているらしく、例えば、「教育熱心な母親はよく子供を殴る」といわれています。献身的に世話をする家族が虐待を行う例が少なからず見られます。

このような場合、虐待する家族はしばしば悔悟の念を持っています。従って、虐待が濃厚に疑われても、それを加害者である家族に指摘することは必ずしも有効とは限りません。

場合によっては、家族が疲労していることや、ストレスが蓄積していることを察し、「サービス担当者会議」をケアマネジャーとともに開催し、必要に応じて、ショートステイやデイサービスなどの利用を提案したいと思います。

### (2) 認知症に対する理解が困難な場合

「認知症特有の行動」に対して介護する家族がうまく理解できないとき、家族が高齢者に虐待行為を行ってしまうことがあります。例えば、「被害的な妄想」に対して、家族が「そんなはずはない」

などと押し問答になる場合や、しつこい話しかけに家族がいらだちを覚える、などです。

いかに認知症を理解したとはいえ、毎日顔を合わせて生活している家族は、いらだちがにわかには解消されるとは限りません。ぜひ、ご家族の疲労を鑑みて、適切な負担軽減をしたいと思います。

### (3) 家族そのものが崩壊して放置されている

何らかの原因で、高齢者・障害者が虚弱になった後、他の家族の構成メンバーにより家族の力が再生せず、高齢者・障害者の世話をすることが困難になっている場合があります。このような場合、もともとある家族の構造把握に努めるのがよいと思います。

とりわけ、「それまで采配をふるっていた家庭内のリーダー的な存在」が倒れたとき、家庭内がこのような状態になりやすいといえます。

家族はいるが、高齢者が飢餓に瀕している場合などの例があります。このような例は「実質独居」と認識したほうがよいかもしれません。「独居の方に対応するように在宅ケアのサービスを組み立てる」必要があるからです。しかし、種々の在宅ケアを導入しようとしても、ご家族がそれを理解してくれない場合や、ご家

族の都合で適切な時間帯にケアを導入できない場合もあり、単純な独居よりも援助困難な場合もあります。

とりわけ、全身状態が悪い場合や、しばしば発熱などの体調変化を生じる場合には、入院や施設入所などを検討する必要があります。そのような場合には、高齢者いきいき安心センターやケアマネジャーと連携しながら、首尾よく進めたいと思います。

#### **(4) 社会的に自立しない子供による金銭などの請求行為**

松戸市の例では、息子や娘が高齢者の年金を搾取する例などがよくあります。同居家族の場合もあれば、同居以外の家族の場合もあります。預金通帳なども家族に管理されてしまい、本人が知らないうちに金銭の搾取が行われることもあります。

高齢者に認知症がある場合、とりわけ同居以外の家族が搾取する例では、非常に解決が困難といえます。また、搾取された高齢者が、気がついていなかったり、その事実を否認することもあります。

#### **(5) 過去の家庭内虐待の継続、あるいは地位の逆転**

すでに手足の自由が利かなくなった高齢者が、なお、杖などで伴侶を殴打しようとする光景がときに見られます。それとは逆に、過去、家庭内で虐待されていた妻が、ねたきりになった夫に、暴言や暴行を行う例もときにあります。あるいは、過去、虐待され

ていた妻が、ねたきりになった夫の世話をする気になれず、放置する例もあります。

このような行動は、第三者にはにわかには理解しかねますが、ご家族らとの信頼関係が構築されれば、ときに過去のエピソードを打ち明けて頂き、知りうることもあります。これまで述べてきたように、このような行動には、家族の歴史があり、変容が簡単になされません。

また、サービス担当者などが、このような暴言・暴行・放置などに対して説得を試みることも、必ずしも有益でなく、信頼関係を失うもとにもなりかねません。しかし、ケアマネジャーなどと連携しながら、在宅ケアのサービスを導入し、家族の介護負担を軽減することは、いずれにせよ有益であると思われます。

## **(6) 精神障害者・知的障害者である子供による介護の労苦**

高齢者と同居している介護者が、軽症の統合失調症や知的障害の場合があります。このような場合、その介護者は、就労などの社会活動は困難でも、自宅での介護ができるのです。このような場合、介護者が当初はうまく介護をしても、高齢者の老衰が進行したり、病状が進み、要介護度が高くなると、その介護者の

対応能力を超えるようになり、放置したり、暴言・暴行に及ぶことがあります。また、介護者が高齢者のレスキューのサインを見落としてしまうことがあります。

例えば、介護している障害をもつ子供が「お母さん、ご飯ですよ」と言っても本人が「食べたくない」という・・・それを何日も繰り返しているうちに、本人が脱水に陥る・・・というような場合があるわけです。

やはり、ケアマネジャーなどと連携しながら、適切な在宅サービスを導入することにより、介護者の労力的・精神的な負担を軽減することが先決でありましょう。もはや、子供による介護が限界に達しており、高齢者・障害者の全身的な状態が悪化している場合には、施設入所あるいは入院を提案することがよいこともあります。

#### (7) アルコール常用者による介護やその疲労

アルコール常用者が、介護をしている場合があります。もともとアルコールを多飲する家族が、介護に従事している場合もありますし、介護負担が高じて介護者がドリンカーとなる場合もあります。



このような場合、介護している家族を入院させると、高齢者・障害者が自宅で生存できなくなるために、家族をアルコール専門治療などに導入することは簡単ではありません。また、このような場合、疲労するとアルコール飲量が多くなり、酩酊して、（高齢者・障害者を入院させたいという気持ちから）救急車を呼ぶなどの行為に及ぶこともあります。

ともかく、家族の負担軽減を目指したいと考えます。しかし、このような家庭に在宅ケアスタッフを導入することは必ずしも簡単ではありません。在宅ケアスタッフに対して、酩酊した家族がセクハラを行うなども時に見られます。そのような場合、男性のスタッフを中心に在宅ケアを行わざるを得ないこともあります。

その他、介護者がアルコール依存症の方の要求を断りきれず、継続的に酒を供給し、最終的には、アルコール依存症の方を瀕死ならしめるということもあります。

<参 考>

高齢者虐待の発生の要因と考えられること

【高齢者や高齢者の性格や人格、人間関係】

- ・ 虐待をしている人の性格や人格
- ・ 高齢者本人と虐待をしている人のこれまでの人間関係
- ・ 高齢者本人の性格や人格

【介護負担】

- ・ 虐待者の介護疲れ
- ・ 高齢者本人の認知症による言動の混乱
- ・ 高齢者本人の身体的自立度の低さ
- ・ 高齢者本人の排泄介助の困難さ

【家族・親族との関係】

- ・ 配偶者や家族・親族の無関心

【経済的要因】

- ・ 経済的困窮

「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（平成15年度、財団法人医療経済研究機構）

## 第四章「虐待事例にかかわるパワーアップ講座③」

---

中級編の最後の章です。

本章では、更に、深く虐待行為に関わるための方法論について皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

## 1 グレーゾーンの事例への対応

誰がみても虐待が明確である事例は、「はっきりと虐待事例である」と知ることができます。しかし、現場では、明確な虐待を第三者が知ることができる事例は多くありません。「虐待かどうか分からない事例のほうがはるかに多い」のが現実です。「虐待かどうか分からない事例」を、私たちは「グレーゾーン」と呼んでいます。

グレーゾーンの第一は、虐待がありそうだけれども、それが、隠されていて、はっきりとした事実関係が分からない場合です。

グレーゾーンの第二は、被害者は苦しい思いをしていることは間違いないが、加害者からの虐待行為が極端なものではなく、“本当に虐待と判断すべきかどうか”迷うような事例です。このような事例は実に多いといっても過言ではありません。

現場では、このようなグレーゾーンの事例のほうが明確な事例よりも多いといえます。このような事例をみた場合、被害者に明確な健康被害がある場合を除いて、簡単には介入できないのが普通です。その場合、通報しつつサービス担当者や高齢者いきいき

安心センターと情報を共有し、とりあえず、「見守り」を行うこととなります。

## 2 困難事例の見守り

すでに述べて来たように「虐待は密室で行われる傾向」があります。

虐待している家族が虐待の事実を認めず、第三者が自宅に入ること強く抵抗する例が多いといえます。更にいえば、虐待を受けている本人も、虐待者である家族をかばう意味で、虐待の事実を認めないことも、ままあります。こういう家庭に介入することは簡単ではありません。また、第三者が強力に介入し、分離を行うなどの手法を使用するのは、非常に深刻な事例に限られます。

その意味では、多くの事例は「見守り」をしていかざるをえません。とりわけ、家族が介護疲労などにより虐待を行う場合には、強力な介入は本質的ではなく、「家族をどうサポートするか」が援助者に課されていると考えるべきです。その意味で、強力な介入をする事例はかなり少数に限られます。

読者の方は虐待事例をみると、「すぐになんとかしなくてはならない」「手をこまねいているわけにはいかない」という気持ちを持つ人が多いかと思います。しかし、実際には、上記のように強力に介入することが必ずしも適切でない事例や、「被虐待者そのものが介入に抵抗する」事例も多いのです。

そういう事例は、結局、「見守りをしていく」ことになります。

「見守り」は、「手をこまねいている」わけではありません。つまり、「見守り」とは、「被虐待者がレスキューのサインを出したり、被虐待者がけがや病気となった場合に、迅速に介入できる」体制を維持することです。また、見守りとは、「サービス担当者が互いに情報を共有し、意識的に、虐待者である家族をサポートすべくサービスを継続する」ことです。すでに述べたように、家族をサポートしているうちに、何年かを経て、「家族が癒される」こともあることを知っておきたいものです。

### 3 分離の方法論

深刻な虐待が行われているとき、やむをえず、「分離」を考慮します。分離は慎重に行います。まず、ご本人の意思確認が重要です。また、家族の意思確認も慎重に行います。虐待している家族は、分離に抵抗することもあります。逆に、介護疲労などが虐待の原因であるときには、家族が分離を歓迎することもあります。

分離の方法論は大きく分けて二つあります。

ひとつは、ケアマネジャーがいる場合はショートステイを利用する方法、またケアマネジャーがいない場合は、高齢者いきいき安心センター・松戸市役所地域包括ケア推進課経由で、「緊急ヘルプネットワーク事業」を利用する方法、もう一つは、「病院に入院する」方法です。明確なけがや脱水などがない場合には、ショートステイ・緊急ヘルプネットワーク事業を利用します。はっきりしたけががあつたり、脱水がある場合には入院が望ましいことがあります。入院の場合は、主治医と相談して主治医を通して入院を手配してもらおうか、そうでない場合は、救急車の利用がよいと思います。

ショートステイ・「緊急ヘルプネットワーク事業」利用でも入院でも、一時的な避難に過ぎず、長期的な分離の方法論ではありません。そのことを認識し、チーム全体として、「長期的にどのような方針で臨むか」をある程度合意した上で、分離に望むことが望ましいといえます。

仮に、分離の必要性が非常に急を要し、チームで十分に今後の方針を話し合う時間がなかった場合でも、一時的な分離の「時間稼ぎの時間」をうまく利用し、方針をまとめたいものです。

#### <解説>

○ 緊急ヘルプネットワーク事業	
目的	養護者から虐待を受けている高齢者、養護者の不在等により在宅での介護が困難な高齢者、その他緊急に保護が必要な高齢者を一時的に介護保険施設に入所して保護し、要保護高齢者の安全を確保することを目的とする。
対象者	65歳以上または介護保険第2号被保険者で下記のいずれかに当てはまるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住し、介護支援専門員と契約をしていない要保護高齢者で介護者の急病、冠婚葬祭、虐待等により緊急に保護を要するもの</li> <li>・市内で保護された身元の分からない徘徊高齢者</li> <li>・その他、市長の認めるもの</li> </ul>
受け入れ施設	特別養護老人ホーム連絡協議会に所属する施設 松戸警察、松戸東警察の圏域ごとに担当する特別養護老人ホームを分け、幹事特別養護老人ホームを1か月ごとの輪番制で担当。
実施時間	原則 8：30～17：00
費用負担	介護保険法に基づき短期入所生活介護の利用料金及び食事代等を当該高齢者が支払う
相談窓口	地域包括ケア推進課
※利用にあたっては、感染症の有無に関する医学的診断が必要となる場合があります。	



## 4 成年後見制度の利用

虐待は、抵抗不能なお年寄りに加えられることが多いといえます。とりわけ、ご本人に何らかの障害があるなどで「虐待を受けていてもご本人が助けを求められない」場合や、「ご本人に認知症があり、適切な判断ができない」ということがあります。例えば、認知症高齢者の金銭管理を家族が行っているために、家族がその財産を自分のためにどんどん使用してしまうこともあります。

これでは、本人の利益を誰も守ってくれません。本人も声を上げることができません。こういうとき、ご本人に代わり、本人の利益を守ってくれる「成年後見制度」を利用したいと思います。

「成年後見制度」の相談は高齢者いきいき安心センターなどで受け付けています。

この制度は、家庭裁判所で選任された「後見人」が、ご本人を代理して、ご本人の権利や財産を守る制度です。親族以外が後見人となる場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士などで、後見活動に関する研修を受け、家庭裁判所に登録された方が、後見人になります。

後見人の活動は家庭裁判所に報告され、監督を受けますので、安心して財産管理などを任せることができます。サービス担当者

会議や高齢者いきいき安心センターとの話し合いで、「後見人がいないと、本人の利益が守れない」と判断した場合には、この制度を活用したいと思います。

～もっと詳しく知りたい人～

## 成年後見制度とは

### (1) 成年後見制度とは

#### ◆成年後見制度とその内容◆

平成12年に成年後見制度が施行されました。成年後見制度とは、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など精神上の障害によって判断能力の十分でない人々が、他の人に不当に財産を奪われたり、一方的に自分に不利な契約を結ばないように、決められた人が本人の判断能力を補い、保護する制度です。

### (2) 法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度には、裁判所が後見人を定める「法定後見制度」と、自分自身であらかじめ任意後見人を選任できる「任意後見制度」が定められています。

「法定後見制度」は、「精神上の障害」によって判断能力が十分でない人を対象としています。つまり、認知症・知的障害・精神障害などの状態の人が、この制度を利用できます。一方、「任意後見制度」は、判断能力が不十分になる前に、自分自身の考えで、自分の権利を守ってくれたり、財産を管理してくれる任意後見人を選ぶところに特色があります。

### (3) 成年後見人等が行う援助

後見人は、ご本人の状態に応じて、次のような援助を行います。

①補助：精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により判断能力が不十分な人

（例：重要な財産管理などを一人ですることが不安な人）

②保佐：精神上の障害により判断能力が著しく不十分な人

（例：日常の買い物は一人で行えるが、重要な財産管理などはできない人）

③後見：精神上の障害により常に判断能力を欠く状態にある人

（例：日常の買い物も一人で行えない人）

(4) 成年後見人等には誰がなるのでしょうか

成年後見人等は配偶者にかぎらず、司法書士、弁護士などの法律家や社会福祉士など、家庭裁判所が事情を考慮し、ふさわしい人を選任します。また、複数の人や法人も成年後見人等になることができます。

(5) だれが申立てるのでしょうか

補助・保佐・後見の開始の手続きを申立てられるのは、利用者本人、配偶者、四親等内の親族などです。また、利用者本人に配偶者、四親等内の親族がなく、あっても音信不通などのとき、市町村長が申立てをできます。

(市町村長が申立てを行う場合、民生委員・児童委員や福祉関係者など、本人の状況を把握している者からの情報に基づいて市町村長が補助・保佐・後見のいずれかの申立てを行うかを判断します。)

(6) 申立ての手続きは

家庭裁判所に申立書を提出します。

※利用者本人などが外国人の場合にはその国籍を証明する書面(外国人登録原票記載事項証明書等)が、成年後見人等候補者などが法人の場合には登記簿謄本が必要です。

(7) 成年後見制度と日常生活自立支援事業

成年後見制度を利用するほどではないが、さまざまな活動に他の方の援助が必要な方が受けられる制度として、「日常生活自立支援事業」があります。より簡便な手続きで受けることができます。認知症高齢者や知的障害者・精神障害者などで、判断能力が一定程度あるが十分でない人の「自己決定と選択」の保障を行う福祉制度です。「社会福祉協議会」を中心に、福祉サービス利用や、金銭の管理、書類の預かりなど日常生活の援助が実施されます。

成年後見制度とともに、両者があいまって、判断能力が十分でない人も安心して生活できる仕組みをめざします。(32 ページ参照)

< サービスの内容 >

利用者と「社会福祉協議会」が契約を結び、利用するサービスの内容を決めます。一人暮らしをしている高齢者や、障害のある人など、だれかの助けがないと日常生活を送るのに支障や不安のある人が利用できます。下記のようなサービスが提供されます。

① 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスに関する情報の提供と相談
- ・福祉サービスの申し込みや契約の代行
- ・福祉サービスの利用料金の支払い
- ・福祉サービスに関しての苦情を解決するための手続き

② 日常の金銭管理サービス

- ・年金、福祉手当の受領手続き
- ・医療費、税金、公共料金の支払い
- ・商品の購入に係る代金の支払い
- ・日常の預貯金の出し入れ

③ 通帳・証書・印鑑などの預かりサービス

- ・年金証書、預金通帳、保険証書、不動産権利証書、実印など

※この制度では、より踏み込んだ本人の財産の管理はできません。

本人に代わって財産管理や活用をする場合は、「成年後見制度」を利用することになります。

(8) 成年後見制度に要する費用

成年後見に要する費用は各市町村ごとの実情に応じて設定されます。一般的には申立手数料（収入印紙）、登記手数料（収入印紙）、本人の戸籍謄本、登記事項証明、診断書等で10万円前後の費用がかかることが予測されます。詳しくは、申立てをする家庭裁判所に確認をしてください。

※ 成年後見人等の報酬は、家庭裁判所が利用者本人の資力などを考慮し決定します。

(9) 成年後見制度を支援する団体

成年後見制度の利用を支援する団体に次のような団体があります。高齢者いきいき安心センターなどとの話し合いの上、利用したいと思います。

- 「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部（リーガルサポートちば）」……TEL (043) 301-7831

法律的な専門知識を踏まえ、福祉や医療に関する研修を受けた司法書士を、成年後見人などとして家庭裁判所に推薦します。また、成年後見人などになった司法書士の業務を監督します。

- 「一般社団法人千葉県社会福祉会権利擁護センターぱあとなあ千葉」……TEL (043) 238-2866

社会福祉の援助を必要としている人々の生活と権利を擁護するための諸活動をおこなっています。権利擁護に関する相談事業、成年後見等の受任要請に応える体制づくり、成年後見制度に関する啓発活動、調査研究活動等を行っています。

● 「NPO 法人 成年後見センターしぐなるあいず」

……TEL (047) 702-7868

法人として成年後見人となり、裁判所に監督や成年後見監督人の下、障害者や高齢者の方々のよりよい生活のために必要な事務や活動を行っています。具体的には、弁護士や司法書士、社会福祉士による相談活動、後見制度の説明や利用の仕方についての説明や相談、申立て手続きの支援を行っています。

## 5 老人福祉法による「措置」とは

介護保険制度では、利用者の自己決定を尊重する観点から、サービスの利用にあたり、「契約」というシステムをとっています。しかし、虐待事例では、「緊急分離」などが必要なとき、そのために、介護保険の申請・認定や、契約を待っていては深刻な事態に陥るかもしれません。危機迫る虐待事例の場合、緊急に施設へのショートステイや入所を実施すべきこともあります。

このような場合に、市長の権限でショートステイや入所などを行うことを「措置」と呼びます。「措置」は介護保険法ではなく、老人福祉法の規定による市長権限であり、公費で実施されます。この「措置」によるサービス利用は、高齢者いきいき安心センターとの話し合いの上、きわめて深刻な虐待事例に限り活用します。

～もう少し詳しく勉強しましょう～

やむを得ない理由により介護保険利用が著しく困難なとき、下記のようなサービスにおいて、市長権限で「措置」を行うことができます。（老人福祉法第10条の第4項、第11条第1項第2号）

- ・ 訪問介護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 介護予防訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 介護予防通所介護
- ・ 介護予防認知症対応型通所介護
- ・ 短期入所生活介護介護
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護

「やむを得ない事由」としては、

- ① 他人や家族等の虐待又は無視を受けている場合、
- ② 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合、  
などを想定しています。

なお、「措置は緊急やむを得ないとき」にのみ実施されるものです。措置によるサービスを実施後、

- ①特別養護老人ホームに入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状態から脱した・・・
  - ②成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、サービス利用に関する「契約」や、介護保険の「申請」ができるようになった・・・
- 以上のように、緊急の事態が終わり、やむを得ない理由が消滅した時点で、通常の「契約による介護保険のサービス利用」を行うこととなります。



## 資料編

---

松戸市高齢者虐待防止ネットワークの詳細

高齢者虐待防止に関する法律



# 1 松戸市高齢者虐待防止ネットワークの詳細

## (1) 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク運営要綱と構成員

### 【 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク運営要綱 】

#### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図り、もって高齢者の平穏な生活を確保することを目的とし、松戸市の関係機関及び民間団体が役割を明確にするとともに、その連携を強化するために、松戸市高齢者虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 松戸市内に居住する原則65歳以上の者をいう。
- (2) 養護者 高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう。
- (3) 養介護施設従事者等次に掲げるものをいう。

ア 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設、同条第26項に規定する介護療養型医療施設に従事する者をいう。

イ 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業において業務に従事する者をいう。

- 2 この要綱において高齢者虐待とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「法」という。)第2条第4項及び第5項に定める行為をいう。

- 3 前項の規定に定めるもののほかこの要綱における用語の意義は、法の例による。

(事業内容)

第3条 ネットワークは、第1条の目的を達成するため、次に掲げるネットワーク事業を行う。

- (1) 高齢者虐待防止に関わる関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援に関すること。
- (2) 高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策の強化に関すること。
- (3) 養護者、又は養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者、若しくは養護者又は養介護施設従事者等(以下「養護者等」という。)に対する救済支援体制等の強化に関すること。
- (4) 高齢者虐待の実態調査に関すること。
- (5) 法第9条若しくは第24条の規定による通報又は届出を受けた松戸市と連携を図ること。
- (6) その他高齢者虐待防止に関すること。

(松戸市高齢者虐待防止ネットワーク会議)

第4条 ネットワークは、次に掲げる組織等より推薦のあった者、代表者、学識経験者及び本市関係課長(以下「構成員」という。)をもって構成し、ネットワーク事業を推進するために「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を開催する。

(順不同)

- (1) 松戸人権擁護委員協議会
- (2) 千葉県弁護士会
- (3) 学識経験者
- (4) 千葉県松戸健康福祉センター(松戸保健所)
- (5) 松戸市医師会
- (6) 松戸歯科医師会
- (7) 松戸市薬剤師会
- (8) 松戸市訪問看護連絡協議会
- (9) 千葉県松戸警察署
- (10) 千葉県松戸東警察署
- (11) 松戸市町会・自治会連合会
- (12) 松戸市民生委員児童委員協議会
- (13) 特別養護老人ホーム連絡協議会
- (14) 松戸市はつらつクラブ連合会
- (15) 中核地域生活支援センター
- (16) 松戸市介護支援専門員協議会
- (17) 松戸市訪問介護事業所連絡会
- (18) 松戸市社会福祉協議会
- (19) 地域包括支援センター代表者
- (20) 松戸市子ども部子ども家庭相談課長
- (21) 松戸市福祉長寿部障害福祉課長

(22) 松戸市福祉長寿部介護保険課長

(23) 松戸市福祉長寿部生活支援二課長

- 2 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時はその職務を代行する。
- 5 ネットワーク会議に構成員が出席できない場合、会長はその代理の者を出席させることとする。
- 6 組織等の長は、適任の構成員を、2年に1回松戸市福祉長寿部地域包括ケア推進課に推薦することとし、構成員の任期は2年とする。ただし、任期中に退任した場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 ネットワーク会議は前条に掲げるネットワーク事業を実施するため、必要な事項を第5条第1項に規定する松戸市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議に審議させることができる。

(松戸市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議)

第5条 ネットワーク会議に「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議」（以下「担当者会議」という。）を置き、ネットワーク事業の企画、調整、啓発、高齢者虐待を受けた高齢者及び養護者等に対する支援方法の検討及び構築を図るために、担当者会議を開催する。

- 2 担当者会議の構成員は、次に掲げる組織等より推薦のあった者（以下「担当者」という。）とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 千葉県松戸健康福祉センター（松戸保健所）
- (3) 松戸市医師会
- (4) 千葉県松戸警察署
- (5) 千葉県松戸東警察署
- (6) 松戸市民生委員児童委員協議会
- (7) 特別養護老人ホーム連絡協議会
- (8) 中核地域生活支援センター
- (9) 松戸市介護支援専門員協議会
- (10) 松戸市訪問介護事業所連絡会
- (11) 松戸市子ども部子ども家庭相談課
- (12) 松戸市福祉長寿部障害福祉課
- (13) 松戸市福祉長寿部介護保険課
- (14) 松戸市福祉長寿部生活支援二課
- (15) その他会長が認めた者

- 3 担当者会議に代表及び副代表を置き、構成員の互選により選出する。
- 4 代表は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けた時はその職務を代行する。
- 6 担当者会議に担当者が出席できない場合、代表はその代理の者を出席させることとする。

7 第2項各号に定める組織等の長は、適任の担当者を2年に1回松戸市福祉長寿部地域包括ケア推進課に推薦することとし、担当者の任期は2年とする。ただし、任期中に退任した場合における補欠担当者の任期は、前任者の残任期間とする。

8 担当者会議の議決は、ネットワーク会議の議決をもって承認されるものとする。

(個別事例検討会)

第6条 高齢者虐待防止ネットワークの個別事例検討会の事務局は、地域包括支援センターとする

(秘密の保持)

第7条 構成員及び担当者は、業務遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(会議の公開)

第8条 ネットワーク会議の議事は、原則として非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

(事務局)

第9条 ネットワークに関する事務局は、松戸市福祉長寿部地域包括ケア推進課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項はネットワーク会議で別に定めることとする。

附 則

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成16年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

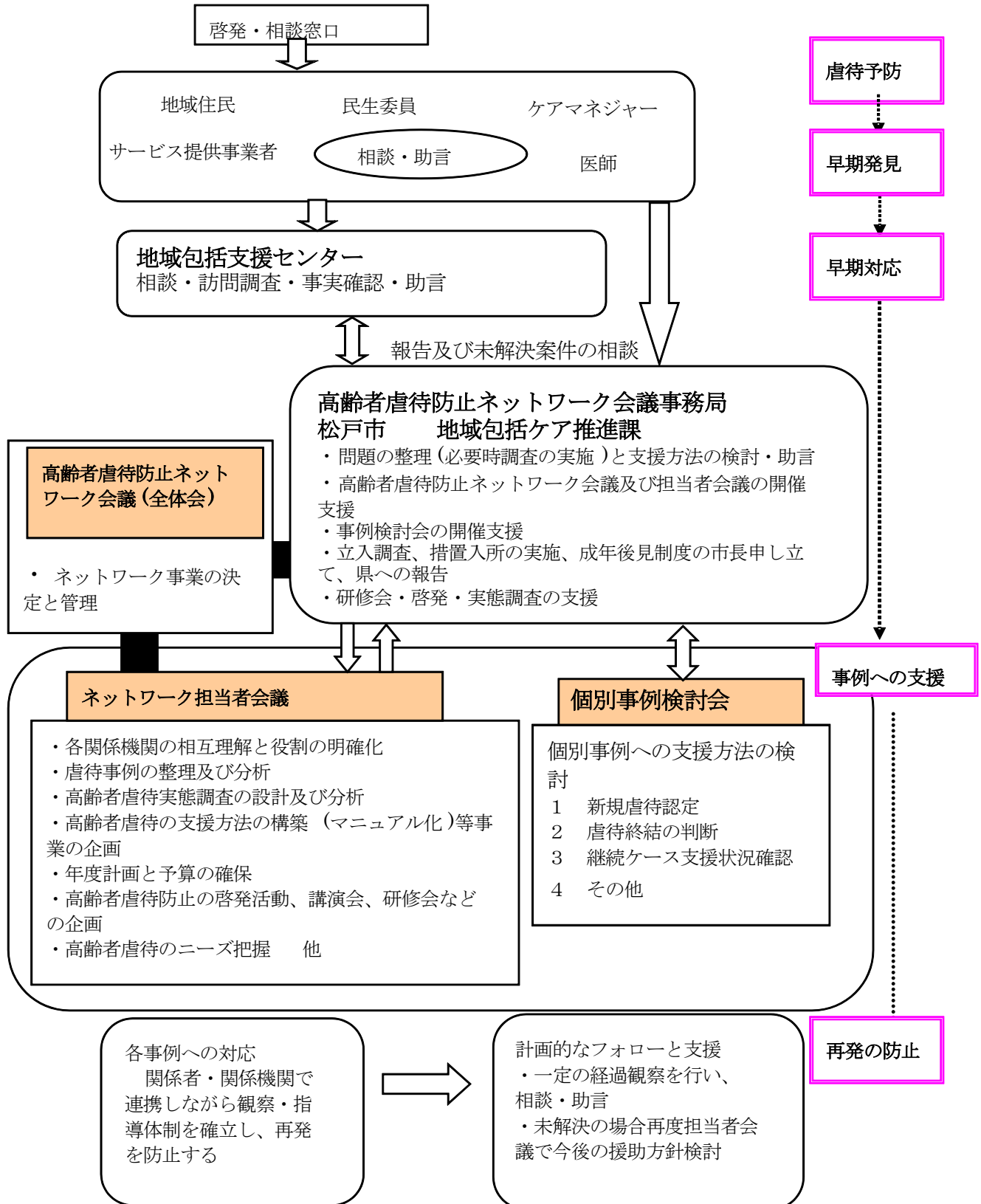
(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

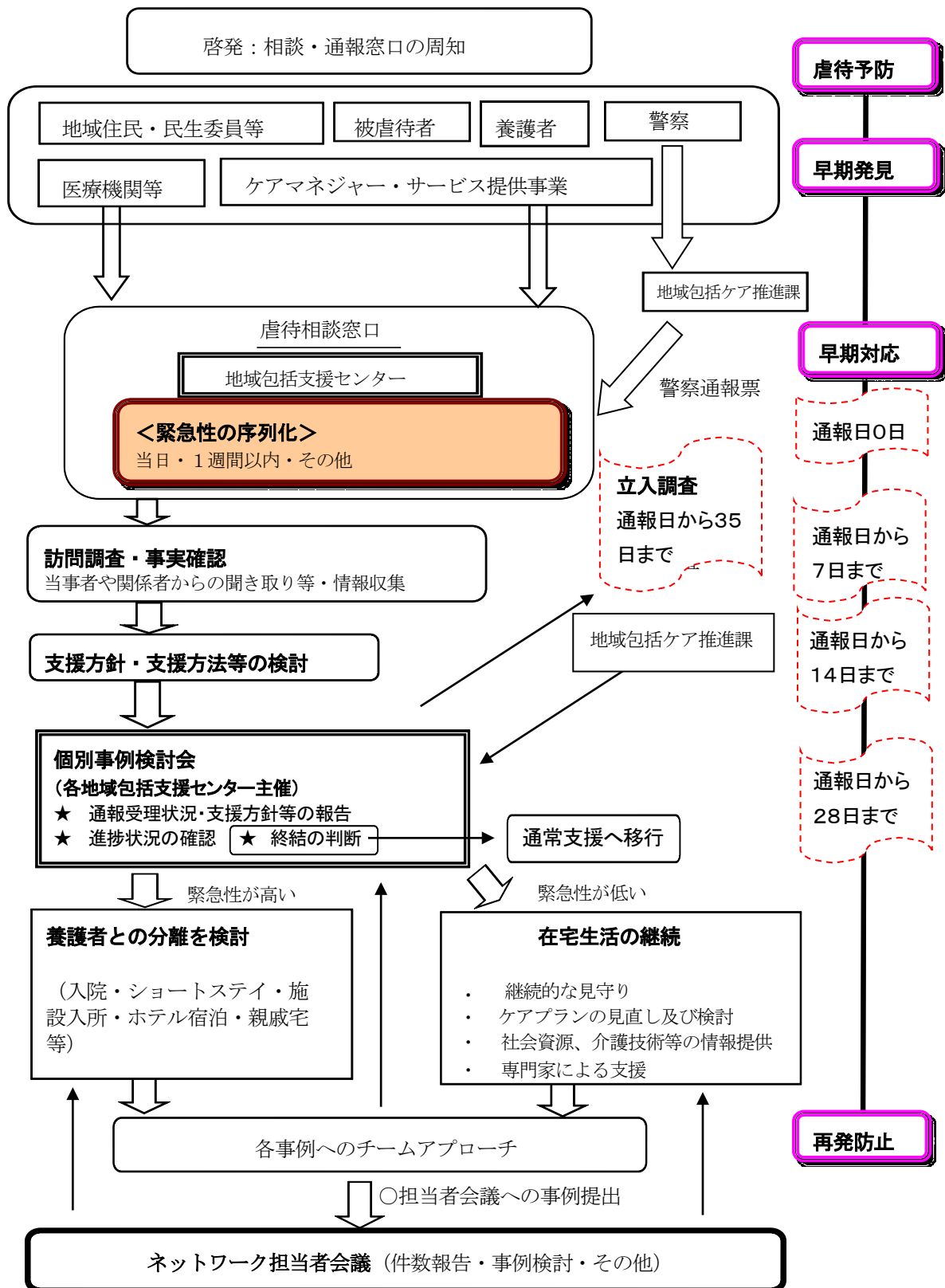
【 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク構成員 】

	所属機関・団体	全体会	担当者会議
人権擁護関係者	千葉地方法務局松戸支局	○	
	松戸人権擁護委員協議会松戸部会	○	
司法関係者	千葉県弁護士会	○	
学識経験者	東邦大学看護学部	○	
保健・医療関係者	千葉県松戸健康福祉センター（松戸保健所）	○	○
	中核地域生活支援センター	○	○
	松戸市医師会	○	○
	松戸市歯科医師会	○	
	松戸市薬剤師会	○	
	千葉県訪問看護ステーション連絡協議会	○	
警察関係者	松戸警察署 生活安全課	○	○
	松戸東警察署 生活安全課	○	○
福祉関係者	千葉県社会福祉士会	○	
	松戸市民生委員児童委員協議会	○	○
	松戸市町会・自治会連合会	○	
	松戸市ボランティア連絡協議会	○	
	松戸市はつらつクラブ連合会	○	
	特別養護老人ホーム連絡協議会	○	○
	松戸市介護支援専門員協議会	○	○
	松戸市訪問介護事業所連絡会	○	○
	松戸市社会福祉協議会	○	
	明第1地域包括支援センター		○
	明第2西地域包括支援センター		○
	明第2東地域包括支援センター		○
	本庁地域包括支援センター		○
	矢切地域包括支援センター		○
	東部地域包括支援センター		○
	常盤平地域包括支援センター		○
	常盤平団地地域包括支援センター		○
	五香松飛台地域包括支援センター		○
	六実六高台地域包括支援センター		○
	小金地域包括支援センター		○
	小金原地域包括支援センター	○	○
	新松戸地域包括支援センター		○
	馬橋西地域包括支援センター		○
馬橋地域包括支援センター		○	
市職員	総務部 行政経営課	○	
	総務部 男女共同参画課	○	
	子ども部 子ども家庭相談課	○	○
	福祉長寿部 障害福祉課	○	○
	福祉長寿部 介護保険課	○	○
	福祉長寿部 生活支援二課	○	○

## (2) 松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業機能と役割〔全体像〕

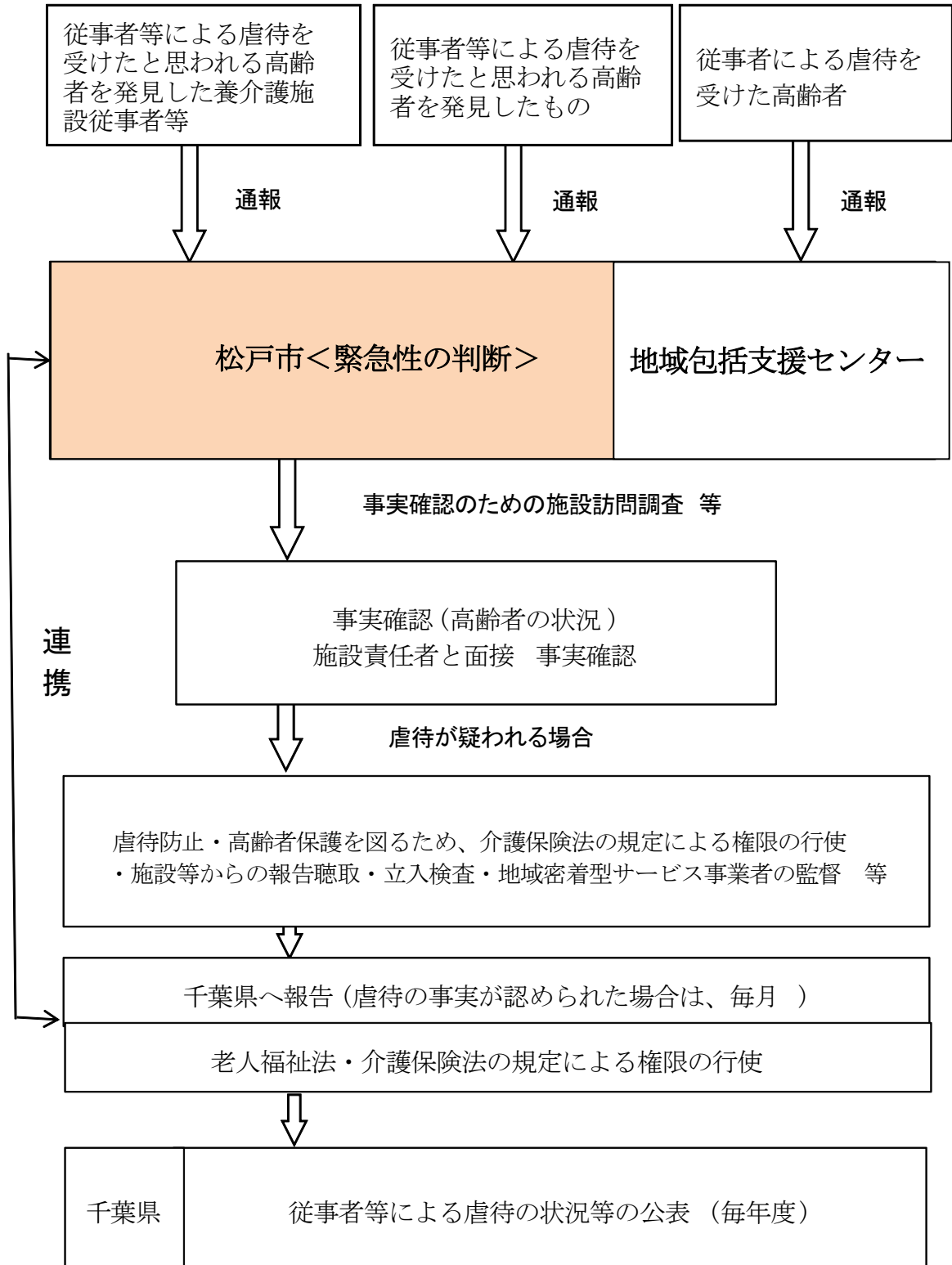


### (3) 養護者による高齢者虐待の対応フロー〔家庭内〕





(4) 養介護施設従事者による高齢者虐待の対応フロー〔施設内〕



## 2 高齢者虐待防止に関する法律

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

最終改正:平成二七年五月二九日法律第三一号

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条—第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条—第二十八条)

第五章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置

等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

**第二条** この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者とその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規

定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項 に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項 に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項 に規定する居宅サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項 に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項 に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項 に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項 に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号 に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。
- (国及び地方公共団体の責務等)

**第三条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間そ

の他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

**第四条** 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

**第五条** 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

**第六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

**第七条** 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第八条** 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

**第九条** 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三 に規定する老人短期

入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項 若しくは第十一条第一項 の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条 の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

**第十条** 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号 又は第十一条第一項第一号 若しくは第二号 の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

**第十一条** 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項 の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

**第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、

同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

**第十三条** 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号 又は第三号 の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

**第十四条** 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

**第十五条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

**第十六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項 に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十四条の四十六第三項 の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。



(事務の委託)

**第十七条** 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

**第十八条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

**第十九条** 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

**第二十条** 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

**第二十一条** 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十二条** 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

**第二十三条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

**第二十四条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

**第二十五条** 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### **第四章 雑則**

(調査研究)

**第二十六条** 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

**第二十七条** 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第五章 罰則

**第二十九条** 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則（平成一八年六月二一日法律第八三号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第百五条、第二百二十四条並びに第三百一条から第三百三条までの規定 公布の日

- 二 第二十二條及び附則第五十二條第三項の規定 平成十九年三月一日
- 三 第二條、第十二條及び第十八條並びに附則第七條から第十一條まで、第四十八條から第五十一條まで、第五十四條、第五十六條、第六十二條、第六十三條、第六十五條、第七十一條、第七十二條、第七十四條及び第八十六條の規定 平成十九年四月一日
- 四 第三條、第七條、第十三條、第十六條、第十九條及び第二十四條並びに附則第二條第二項、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第五十七條、第六十六條、第七十五條、第七十六條、第七十八條、第七十九條、第八十一條、第八十四條、第八十五條、第八十七條、第八十九條、第九十三條から第九十五條まで、第九十七條から第百條まで、第百三條、第百九條、第百十四條、第百十七條、第百二十條、第百二十三條、第百二十六條、第百二十八條及び第百三十條の規定 平成二十年四月一日
- 五 第四條、第八條及び第二十五條並びに附則第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第三十一條まで、第八十條、第八十二條、第八十八條、第九十二條、第百一條、第百四條、第百七條、第百八條、第百十五條、第百十六條、第百十八條、第百二十一條並びに第百二十九條の規定 平成二十年十月一日
- 六 第五條、第九條、第十四條、第二十條及び第二十六條並びに附則第五十三條、第五十八條、第六十七條、第九十條、第九十一條、第九十六條、第百十一條、第百十一條の二及び第百三十條の二の規定 平成二十四年四月一日

(罰則に関する経過措置)

**第百三十一條** この法律(附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

**第百三十二条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第百三十三条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### **附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### **附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第

四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

**第五十一条** この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

#### 附 則 (平成二三年六月二四日法律第七九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

#### 附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二條、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日
- 三 第二条の規定、第四条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十三条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、



第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百五十五条の十二、第一百五十五条の二十二第一項及び第一百五十五条の四十五の改正規定、同法第一百五十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百五十五条の四十六及び第一百五十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百五十五条の四十八を同法第一百五十五条の四十九とし、同法第一百五十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百七十七条、第一百八十八条、第二百二十二条の二、第二百二十三条第三項及び第二百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第四百一条の見出し及び同条第一項、第四百八十八条第二項、第五百十二条及び第五百十三条並びに第七百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第七百七十九条から第八百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十六条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十七条の規定、第十八条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条(ただし書を除く。)、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)第二条第五項第二号の改正規定(「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八

項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。)並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四月一日

六 第六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第十一条の規定、第十五条中国健康保険法第五十五条第一項の改正規定、同法第一百六条の二第一項第六号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)及び同法附則第五条の二第一項の改正規定、第十六条中老人福祉法第五条の二第三項の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同法第十条の四第一項第二号の改正規定(「規定する通所介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、同法第二十条の二の二の改正規定(「居宅介護サービス費、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)及び同法第二十条の八第四項の改正規定(「小規模多機能型居宅介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加える部分に限る。)、第十八条中高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号の改正規定(「同法第八条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める部分に限る。)並びに同法附則第二条及び第十三条の十一第一項の改正規定並びに第二十二條の規定並びに附則第二十条(第一項ただし書を除く。)、第二十一条、第四十二条、第四十三条並びに第四十九条の規定、附則第五十条中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第四号口の改正規定(「居宅サービス、」の下に「地域密着型通所介護若しくは」を加える部分に限る。)、附則第五十二条中登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の改正規定、附則第五十五条及び第五十六条の規定、附則第五十九条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六十条の規定 平成二十八年四月一日までの間において政令で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定に

よりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第七十二条** 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

### 附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日  
(罰則に関する経過措置)

**第六十八条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第六十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

### 3 高齢者虐待に関する参考図書・参考資料一覧

題名	著者	出版社等	発行
市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について	厚生労働省	厚生労働省	2006年4月 2019年3月改訂
千葉県虐待対応マニュアル	千葉県健康福祉部	千葉県健康福祉部	2006年11月
松戸市高齢者虐待防止マニュアル（養介護施設用）	松戸市・松戸市高齢者虐待防止ネットワーク	松戸市	2008年
平成24年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果	厚生労働省発表	厚生労働省	2013年 12月26日
高齢者虐待を防ぐ地域のネットワーク 横須賀市高齢者虐待防止事業から	角田幸代	ぎょうせい	2006年1月
高齢者虐待防止研究 Vol 3	日本高齢者虐待学会	株式会社ワールドプランニング	2007年
高齢者虐待防止研究 Vol 4	日本高齢者虐待学会	株式会社ワールドプランニング	2008年

題名	著者	出版社等	発行
市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き	平成22年度老人保健増進等事業	社団法人日本社会福祉士会	2011年3月
成年後見制度市町村申立マニュアル	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 成年後見制度推進マニュアル作成委員会	千葉県・千葉県社会福祉協議会	2012年3月
高齢者虐待防止研究 Vol 12	日本高齢者虐待防止学会	日本高齢者虐待防止学会	2016年
実践から学ぶ高齢者虐待の対応と予防	高崎絹子他	(株)日本看護協会出版会	2010年6月
高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド	荘村明彦	中央法規出版株式会社	2010年9月
松戸市高齢者虐待防止マニュアル（専門職用）第2版	松戸市・松戸市高齢者虐待防止ネットワーク	松戸市	2017年
松戸市高齢者虐待防止マニュアル（要介護施設用）第3版	松戸市・松戸市高齢者虐待防止ネットワーク	松戸市	2017年

#### 4 日本高齢者虐待防止学会（同学会のホームページからの抜粋）

日本高齢者虐待防止学会は、高齢者虐待防止に関する学際的及び実践的活動の研究・教育の発展を図り、人々の健康と福祉に貢献することを目的として設立されました。

下記の事業を行なっています。（日本高齢者虐待防止学会会則 第4条）

- 1 学術集会の開催
- 2 会誌等の発行
- 3 調査研究活動の推進
- 4 その他、本会の目的達成に必要な事業



○問い合わせ・連絡先

日本高齢者虐待防止学会理事会本部事務局 〒156-8550 東京都世田谷区桜上水 3-25-40 日本大学文理学部社会福祉学科 TEL&FAX:03-5317-8987 E-mail:ryuno@chs.nihon-u.ac.jp
---

日本高齢者虐待防止学会事務センター（平成26年8月より変更） 〒338-0812 埼玉県さいたま市桜区神田 313-1 B105 日本高齢者虐待防止学会事務センター （NPOシルバー総合研究所 さいたま分室内） TEL:048-711-7144 FAX:050-3737-4902
--

## 5 松戸市虐待防止指針作成の手引き

### 虐待防止のための指針作成の手引き

松戸市高齢者虐待防止ネットワーク

令和4年12月

はじめに

令和3年度介護報酬改定で、「介護に携わるすべての事業所における高齢者虐待に対する対応」が義務づけられました。具体的には、「事業所ごとに、指針の作成、委員会の開催、研修の実施」などが要請されています。3年間の移行期間がありますが、令和6年4月1日には、すべての事業所でこれを整備する必要があります。

しかし、これらを、例えば、「ケアマネジャー1人で運営している居宅介護支援事業所」、「3人の看護師で運営している訪問看護ステーション」が可能だろうか、と考えると、非常に困難なものがあると思われます。また、比較的職員数が多い、老人ホームなどの介護施設でも、指針の策定には苦悩しているのではないかと予想します。

そこで、松戸市高齢者虐待防止ネットワークでは、「指針の雛型」を作り、個々の事業所の方々が、それを「見本」として自身の事業所の指針を作成可能にしたいと考えました。また、研修に関しては、松戸市で行われる研修会や、松戸市で配信・配布する動画研修ツールなどを活用して頂くことができます。このようにすれば、個々の事業所の負担を極力少なくして、良質な指針策定や、良質な研修会開催ができると思います。

もう一つ大切なことがあります。この指針には、「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク18年の歴史でつちかった知恵が凝縮されている」ことです。松戸市は高齢者虐待防止法施行に先立つ2年前の2004年にネットワークを立ち上げ、国内でも先進的な高齢者虐待防止対応をしてきました。特に、虐待防止の実践において、具体的な記載を数多く、この指針のひな型に盛り込みました。そして、事業所の方々は、この雛形を用いるだけで、高齢者虐待防止において、十分に水準の高い、有力な指針を作り、実践できるものと期待します。

実際には、小規模事業所が他の事業所と連携して委員会等を開催する場合の事例の個人情報取り扱いなど、細部には解決すべき課題は多くありますが、まずは、この雛形をご利用いただき、事業所の虐待防止対応の整備に着手して頂ければ幸いです。

2022年12月

高齢者虐待防止ネットワーク  
会長 和田忠志

# 目次

<a href="#">I.手引きの利用方法</a> .....	3
<a href="#">II.虐待防止のための指針の構成案と記載事項</a> .....	6
<a href="#">III.参考文献</a> .....	10
<a href="#">IV. 虐待防止のための指針 雛型</a> .....	11



# I. 手引きの利用方法

## 1) 目的

令和3年度の介護報酬改定・基準省令改正により、各施設、各事業所による虐待防止の体制整備が義務づけられました。本手引きは、市内すべての介護保険事業者が、適切な「虐待防止のための指針（以下、指針）」を作成するとともに、指針に従った取り組みを推進していただくことを目的に作成いたしました。

## 2) 利用を想定している方

すべての介護保険事業者

## 3) 利用する上での留意点

本手引きは、松戸市高齢者虐待防止ネットワークや松戸市が、今までの取り組みを踏まえ、推奨する内容を記載しています。

しかしながら、既に指針を作成していたり、事業所の規模等によっては、手引きに示した内容の実施が難しかったり、事業所の実態にそぐわなかったりする場合もあることから、本手引きに必ずしも沿った運用を行う必要はありません。

本手引き及び巻末につけました雛形を参考に、事業所の規模、提供サービス内容、職員の特性を踏まえた指針を作成していただき、指針に基づき適切な虐待対応の取り組みを推進できるようご留意ください。

## 4) 期待する効果

○指針作成の過程および指針に基づいた取り組みを通し、職員の虐待防止に対する意識が向上し、虐待の未然防止、早期発見、適切な対応が推進される。

○虐待が疑われる事例を発見した場合は、担当の地域包括支援センターまたは松戸市地域包括ケア推進課に通報したり、状況に応じて警察、救急車を要請することが周知徹底される。

・地域包括支援センター

次ページ参照  
(通報は24時間お受けします)

・松戸市地域包括ケア推進課

電話 047-366-7343  
FAX 047-366-7748

・目前で暴力が行われているとき

110番へ

・医療がすぐに必要な病気やけががあるとき

119番へ

## 地域包括支援センター 連絡先一覧

	所在地	担当地域	連絡先
明第1	稔台 7-13-2 第3山田マンション101-A	根本・吉井町・小根本・緑ヶ丘 1～2丁目・松戸新田 仲井町 1～3丁目・稔台・稔台 1～8丁目・岩瀬・野菊野 胡録台	☎ 047-700-5881 FAX 047-700-5567
明第2西	栄町西 3-991-15	栄町 1～8丁目・栄町西 1～5丁目・樋野口・古ヶ崎 古ヶ崎 1～4丁目	☎ 047-382-5707 FAX 047-382-5727
明第2東	上本郷 3196 パイン ツリーコート 1階	上本郷・北松戸 1～3丁目・竹ヶ花・竹ヶ花西町・南花島 南花島 1～4丁目・南花島中町・南花島向町	☎ 047-382-6294 FAX 047-312-4882
本庁	松戸 1292-1 シティハイツ 1階	本町・松戸・小山・二十世紀が丘美野里町	☎ 047-363-6823 FAX 047-710-7198
矢切	上矢切 299-1 総合福祉会館内	上矢切・中矢切・下矢切・三矢小台 1～5丁目・二十世紀が丘柿の木町・ 二十世紀が丘萩町 大橋〔旧有料道路(県道松戸・原木線)西側〕・栗山	☎ 047-710-6025 FAX 047-710-6027
東部	紙敷 1186-8 第二南花園内	河原塚・田中新田・紙敷・紙敷 1～3丁目・東松戸 1～4丁目・ 秋山・秋山 1～3丁目・高塚新田・和名ヶ谷・大橋〔旧有料道路(県 道松戸・原木線)東側〕・二十世紀が丘丸山町 二十世紀が丘中松町・二十世紀が丘戸山町 二十世紀が丘梨元町	☎ 047-330-8866 FAX 047-330-8867
常盤平	常盤平 2-24-2 第C号棟 5号室	金ヶ作・千駄堀・常盤平 1～7丁目〔常盤平団地の担当地域を 除く〕・常盤平双葉町・常盤平西窪町・常盤平陣屋前・常盤平 柳町・牧の原・牧の原 1～2丁目・日暮 日暮 1～8丁目・常盤平松葉町	☎ 047-330-6150 FAX 047-330-6260
常盤平 団地	常盤平 2-24-2 第C号棟 6号室	常盤平 1丁目のうち駅上市街地住宅・常盤平 2丁目のうち 1街区・常盤平 3丁目のうち 3街区・中央市街地住宅・駅前市街地住 宅・セントラルハイツ・常盤平 4丁目のうちE街区・常盤平 7丁目の うち 2街区・けやき通り住宅	☎ 047-382-6535 FAX 047-382-6536
五香 松飛台	五香西 2-35-8 斉藤ビル 1階	串崎南町・串崎新田・松飛台・五香 1～8丁目 五香西 1～6丁目・五香南 1～3丁目・五香六実	☎ 047-385-3957 FAX 047-385-3958
六実 六高台	六高台 2-6-5 リパティバル 1階	高柳・高柳新田・六実 1～7丁目・六高台西・六高台 1～9丁目	☎ 047-383-0100 FAX 047-383-2288
小金	小金 3 高橋ビル 4階	幸田・幸田 1～5丁目・中金杉 1～5丁目・平賀・東平賀・殿平賀・久 保平賀・大金平 1～5丁目・大谷口・小金・小金きよしヶ丘 1～5丁目・ 小金上総町・小金清志町 1～3丁目・ニツ木・ニツ木二葉町・ 根本内(国道6号西側)	☎ 047-374-5221 FAX 047-349-0560
小金原	栗ヶ沢 789-22	根本内(国道6号東側)・小金原 1～9丁目・栗ヶ沢 八ヶ崎 1丁目・小金 1700番台	☎ 047-383-3111 FAX 047-385-3071
新松戸	新松戸 1-414 大清堂ビル 1階	横須賀 1～2丁目・新松戸 1～7丁目・新松戸東 新松戸北 1～2丁目・小金 1100～1300番台	☎ 047-346-2500 FAX 047-346-2514
馬橋西	西馬橋広手町 40-1 秀栄ビル 101	旭町 1～4丁目・外河原・七右衛門新田・主水新田 新松戸南 1～3丁目・西馬橋 1～5丁目・西馬橋相川町 西馬橋蔵元町・西馬橋幸町・西馬橋広手町・馬橋(JR線西側)	☎ 047-711-9430 FAX 047-711-9433
馬橋	中和倉 130 第1 コーポオンダ 1階	馬橋(JR線東側)・三ヶ月・幸谷・八ヶ崎・八ヶ崎緑町 八ヶ崎 2～8丁目・中根・新作・中根長津町・中和倉	☎ 047-374-5533 FAX 047-374-5501

## 参考：小規模事業所での委員会の開催・研修の実施

令和3年度介護報酬改定・基準省令改正に伴う解釈通知において、「他の会議体との一体的な設置・運営」及び「他のサービス事業者との連携等により行うこと」をそれぞれ差し支えないとしています。

また、下記の通り介護報酬改定に関するQ&Aにおいても、従業者が実質1名等の小規模な事業所における考え方が示されています。

問 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業所では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。例えば、小規模な事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模な事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

「他の会議体との一体的な設置・運営」は、身体拘束の適正化やリスクマネジメント委員会、感染対策委員会等との一体的な設置・運営です。「一体的」とは、事業所ごとに設置・運営される委員会の役割や検討事項等を一本化するということではありません。「合同開催」に近いものとしてそれぞれの役割や取り扱う事項の範囲を明確にしておく必要があります。

また、「他のサービス事業者との連携等により行うことについて」は、法人内の複数事業所による合同開催や、地域の他事業所（法人）と連携して実施する等の形が考えられます。しかしながら、委員会で個別事例等を取り扱う際には、個人情報の事業所外委員への開示に十分注意し、匿名性の高い形で取り扱います。

### 【個人情報の取り扱い例】

- ①年齢、性別、は、開示する。被害者(疑いの者)および加害者(疑いの者)氏名は開示しない。
- ②利用するサービスの種別(訪問診療、訪問介護、短期入所生活介護、など)は開示する。
- ③利用するサービス事業所(医療機関、介護保険のサービス事業所)の名称は匿名とする。
- ④委員会の日時と出席者を必ず記録する。
- ⑤事例検討結果の記録文書はその事例を受け持つ事業所のみ保管する。

## Ⅱ. 虐待防止のための指針の構成案と記載事項

以下、指針の構成案を示すとともに、事業所で取り組んでいただくことを推奨する内容を示します。

各施設・事業所の状況に応じて、内容をご検討ください。

### 1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

- (1) 高齢者虐待防止に関する法人の理念や、高齢者虐待の未然防止、早期発見、適切な対応の必要性について明記する。
- (2) 虐待が疑われる事例を発見した場合は、高齢者虐待防止法7条に基づき、担当の地域包括支援センターまたは松戸市地域包括ケア推進課に通報する義務があることを明記する。委員会や管理職への報告は、強制されるべきものではない旨を明記する。
- (3) 当該事業所がある場所の通報先となる地域包括支援センター名と電話番号を明記する。
- (4) 虐待を疑う事例、虐待と認められる事例を発見した場合、通報義務があることを明記する。
- (5) 被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、警察あるいは救急車を要請することを明記する。
- (6) 介護保険法にも人格尊重義務がうたわれていることを明記する。

【参考】 介護保険法 第74条 第6項 ※他サービス事業者も同様の記載あり  
指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

### 2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを明記する。
- (2) 委員会は、管理者を含め、幅広い職種で構成することを明記する。また、多くの職員が経験できるように、持ち回り制で行うことが望ましい。  
※委員会人数は、事業所の規模によって検討する。
- (3) 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にする。
- (4) 委員会は年4回以上、定期開催することが望ましい。また、年間、実施回数を明記する。また、重大な虐待事例が発生した場合は、24時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討することを明記する。
- (5) 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用するように努めるが、見つからない場合は必要に応じて、地域包括支援センターや松戸市地域包括ケア推進課に相談・助言を求めることを明記する。

(6) 委員会について、他の会議体を設置しており、これと一体的に設置・運営する場合はその旨を、また他のサービス事業者との連携等により行う場合は、この旨を明記する。

※委員会内で個人情報を扱う場合は、他会議との一体的開催や他サービス事業者や外部委（市民等）との連携は慎重に判断する必要がある。

(7) 委員会は、集合形式を原則とするが、必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うと明記する。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することを明記する。

(8) 委員会で検討し、そこで得た結果（事業所における虐待防止に対する体制、虐待等の再発防止策等）については、従業者に周知徹底を図ることを明記する。

(9) 委員会で検討する事項は下記の通りとする事を明記する。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ④ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、松戸市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

#### 〈委員会で検討すべき具体例〉

- 早期通報（通報先は地域包括支援センターまたは市役所）が行われたかどうかの確認
- 事例検討
  - 家庭内の虐待（養護者による虐待）の事例検討
  - 養護者以外による経済的虐待の事例検討
  - 当該事業所職員による虐待（養介護施設従事者等による虐待）の事例検討
    - 身体拘束を行なった事例検討
    - 事業所から医師に行動抑制目的に鎮静剤投与を依頼した事例検討
  - 虐待に至らないグレーゾーンの事例検討
    - 虐待かどうかわからないが虐待が推測される事例検討
  - 現在進行中のすべての事例を、繰り返し、定期の委員会に議題として提出する
    - 終了した事例に関しても、今後の虐待防止に資すると判断される場合は議題とする
- 事業所の事例対応の適切さに対する評価と助言
- 事業所の高齢者虐待防止のための指針及びマニュアル等の作成・改定
- 研修会の開催（市や地域包括支援センター等が行う研修会への参加で代用可）  
研修を事業所職員全員が受けられるよう配慮する。（市や地域包括支援センター等が行う研修会のアーカイブ等の視聴で代用可）。
- ヒヤリハット報告書の記載内容の分析と対策の検討

### 3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 研修の必要性として、従事者は経験が豊富で技能が高いほど虐待事例・困難事例に適切に対応できること、それゆえ、介護技能の研鑽が重要性であること、を記載する。
- (2) 一方で、優れた支援者であっても、利用者に対して虐待を行う可能性があること、それゆえ、経験者でも内省が必要なこと、を記載する。
- (3) 研修会は指針に基づいた研修プログラムを作成することを明記する。
- (4) 定期的な研修（年1回以上）及び、新規採用者には虐待の防止のための研修を必ず実施することを明記する。なお、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行するマニュアルを教材にしても差し支えない。
- (5) 研修の実施内容については記録を残すことを明記する。
- (6) 職員研修の際は「自己チェックリスト」を活用して、自身の介護状況を振り返る時間を設けることを明記する。  
※松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行する「松戸市高齢者虐待防止マニュアル 養介護施設用」に記載されている「施設従事者のための自己チェックリスト」を用いることも可能である。
- (7) 内部研修だけでなく、県や市、地域包括支援センターが行う外部研修会へ参加することを明記する。
- (8) 研修は全従業者が受けられるような方法を検討することを明記する。  
※松戸市地域包括ケア推進課 高齢者虐待防止ネットワークのHPにある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」を活用することも可。

### 4. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法について手順を記載する。
- (2) 行政が実施する高齢者虐待に係る調査について協力することを記載する。
- (3) 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うことを明記する。明らかに虐待と認識できる事例以外にも、下記のような事例も検討の対象にするよう、留意されたい。

事例検討内容例：

- ①養護者等による高齢者虐待…
  - a. 自宅での身体拘束事例
  - b. 養護者以外による経済的虐待事例
- ②養介護施設従事者等による虐待…
  - a. 身体拘束事例、行動抑制を目的に鎮静剤投与等を医師に依頼した事例
  - b. 命令口調での対応、高齢者の話を強い口調でさえぎる等の行為
  - c. 不適切な介護が疑われる事例

上記のようなものについても、事例検討を実施し、虐待の解消や再発防止策を検討する。明らかに虐待と認識できる事例、上記のような事例を含め、現在進行中の全ての事例を、定期の委員会にて検討する。

## 5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制について手順を記載する。
- (2) 事故報告、ヒヤリハット報告の報告体制について手順を記載する。
- (3) 虐待かもしれないと感じた事例を経験した時、虐待してしまったかもしれないと感じたとき、委員会に「ヒヤリハット報告」を行う必要があることを指針に明確に記載する。
- (4) 虐待が疑われるような、事故・ヒヤリハットについては虐待防止検討委員会へ報告するよう明記する。
- (5) 虐待が疑われる場合、委員会に報告する前に、地域包括支援センターあるいは市に通報する義務があることを明記する。

## 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- (1) 成年後見制度の利用の支援についての手順や方法について記載する。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等に係る苦情が発生した場合の解決方法について手順を記載する。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- (1) 本指針を利用者に見えやすいところに掲示することを明記する。
- (2) 利用者の通報の利便を図るため、当該事業所がある場所の「高齢者虐待通報先」である地域包括支援センターの電話番号と松戸市役所地域包括ケア推進課の電話番号を利用者に見えやすいところに掲示することを明記する。  
※松戸市地域包括ケア推進課作成の虐待防止ポスターを活用することも可。

## 9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- (1) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くことを明記する。

## 10. 本指針の改廃

指針の改廃の手順を明記する。

## 11. 附則

指針の施行日を明記する。

### Ⅲ. 参考文献

- ・ 社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター：  
施設・事業者における高齢者虐待防止のための体制整備  
～令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考～. 令和4年3月
- ・ 松戸市高齢者虐待防止マニュアル 養介護施設用 令和3年4月
- ・ 松戸市高齢者虐待防止マニュアル 家庭用 令和3年4月
- ・ 松戸市高齢者虐待防止マニュアル 専門職用 令和3年4月



## IV. 虐待防止のための指針 雛型

以下については、「II. 虐待防止のための指針の構成案と記載事項」に示した、事業所で行っていただくことを推奨する内容をもとに作成した雛形になります。

指針の作成過程を通し、日頃の虐待防止の取り組みを振り返り、さらなる取り組みを推進していただくことを期待します。

文中の〇〇等については、事業者名等を記入してください。

## 虐待防止のための指針

法人名 ○○○○

施設名 ○○○○

※各施設・事業所の状況に応じて、内容をご検討ください。

〇〇事業の人員、施設及び運営に関する基準省令35条の2に基づく虐待防止のための指針を以下のように定める。

## 1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。当施設（事業者）では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当施設（事業者）が掲げる理念〇〇を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定〇条に明示します。

なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を資料1のような行為として整理します。また、介護保険法にも人格尊重義務がうたわれていることや、当施設のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当施設職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及び、セルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

## 2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

### (1) 虐待防止検討委員会の設置

〇〇事業の人員、設備及び運営に関する基準省令35条の2に基づき、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、「〇〇事業者 虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置します。

### (2) 委員会の組織

委員会の構成員は、施設長、介護部長、各課課長、各フロアーリーダー、看護職員の代表者、生活相談員の代表者とし、代表者は2年任期とします。また、外部有識者として顧問弁護士及び社会福祉士等の専門職を構成員とし、必要に応じて委員を任命することとします。これらの外部有識者を積極的に採用するように努めますが、必要に応じて、地域包括支援センターや松戸市地域包括ケア推進課に相談・助言を求めます。

委員会の責任者として委員長を置き、これを当施設の施設長が務めます。

また、副委員長を介護部長とするとともに、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」とします。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

#### 【構成員ごとの役割】

構成員	役割
施設長	委員長（責任者） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
看護・介護部長	副委員長 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

各課課長・各フロアーリーダー	虐待防止対策の周知・進捗管理
看護職員の代表者	医療的ケア等に関する検討
生活相談員の代表者	利用者・家族等への説明・相談対応
外部有識者（医師・弁護士・社会福祉士等）	第三者かつ専門家の観点からの助言

### （３）委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき、年４回以上開催するとともに、必要に応じて随時、開催します。また、定期開催分については、身体拘束適正化委員会との共催（毎回）とします。併せて、年〇回、法人内の各事業所の虐待防止検討委員会と共催します。

重大な虐待事例が発生した場合は、24時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法等を検討します。

委員会は、集合形式を原則とするが、必要に応じてオンライン等を活用して行います。その際、〇〇個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

### （４）委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、松戸市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

### （５）結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各課課長及びフロアーリーダーにより回覧するなどして周知徹底を図ります。

#### 〈委員会で検討すべき具体例〉

- 早期通報（通報先は地域包括支援センターまたは市役所）が行われたかどうかの確認
- 事例検討
  - 家庭内の虐待（養護者による虐待）の事例検討
  - 養護者以外による経済的虐待の事例検討
  - 当該事業所職員による虐待（養介護施設従事者等による虐待）の事例検討
    - 身体拘束を行なった事例検討
    - 事業所から医師に行動抑制目的に鎮静剤投与を依頼した事例検討
  - 虐待に至らないグレーゾーンの事例検討
    - 虐待かどうかわからないが虐待が推測される事例検討
  - 現在進行中のすべての事例を、繰り返し、定期の委員会に議題として提出する  
終了した事例に関しても、今後の虐待防止に資すると判断される場合は議題とする
- 事業所の事例対応の適切さに対する評価と助言

- 事業所の高齢者虐待防止のための指針及びマニュアル等の作成・改定
- 研修会の開催(市や地域包括支援センター等が行う研修会への参加で代用可)  
研修を事業所職員全員が受けられるよう配慮する。(市や地域包括支援センター等が行う研修会のアーカイブ等の視聴で代用可)。
- ヒヤリハット報告書の記載内容の分析と対策の検討

### 3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

経験が豊富で技能が高い職員ほど、虐待事例・困難事例に適切に対応できます。それゆえ、全職員の介護技能の研鑽が重要となります。一方で、優れた職員であっても、利用者に対して虐待を行う可能性があり、経験者でも内省が必要となります。これらのことから、高い介護技術の獲得と内省する機会として全職員を対象とした研修会を実施します。研修会は、本指針に基づき、研修プログラムを作成し計画的に実施します。

#### (1) 定期開催

全職員に対し、年2回(〇月頃および〇月頃)の研修会を実施します。なお、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行するマニュアルを活用します。県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への出席をもって、定期開催の研修会の参加とすることもできます。

定期開催の研修会に参加していない、参加できない職員には、松戸市地域包括ケア推進課 高齢者虐待防止ネットワークのホームページ上にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」の視聴をもって、研修会に参加したものとします。

#### (2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定め、虐待等の防止を図るための研修を必ず実施します。

#### (3) 外部研修会へ参加

県や市、地域包括支援センターが行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会に職員が参加できるよう、業務の調整等を行います。

また、全職員が松戸市地域包括ケア推進課 高齢者虐待防止ネットワークのホームページ上にある「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けた研修動画」の視聴ができるように配慮します。

#### (4) 研修内容

研修内容は以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

- ①自身の介護状況の振り返り
- ②虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ③本指針及び「〇〇虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- ④虐待通報義務の履行、ならびに虐待等に関する相談・報告の方法
- ⑤委員会の活動内容及び委員会における決定事項

なお、①自身の介護状況の振り返りは、松戸市高齢者虐待防止ネットワークの発行する「松戸市高齢者虐待防止マニュアル 養介護施設用」に記載されている「施設従事者のための自己チェックリスト」を活用します。

#### (5) 研修記録

研修の実施回ごとに、当施設統一様式(様〇式第号)により研修実施記録を作成し、使用した資料とともに、記録簿ファイルに綴り、文書管理規定に則り保管・管理します。

#### (6) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。また、研修ごとに参加率を算出して委員会内で評価するとともに、欠席者に対しては各フロアーリーダーにより伝達し、その結果も研修記録に含めます。

## 4. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の対応方法に関する基本方針

### (1) 市町村等への通報

虐待を疑う場面に立ち会ったり、虐待と認められる行為等を発見した場合、通報義務が発生します(高齢者虐待防止法第7条第2項)。したがって、虐待が疑われる、もしくは、虐待を発見した場合は、速やかに下記へ通報してください。その後、委員会の構成員もしくは、管理職に報告をお願いします。但し、委員会の構成員や管理職への報告は強制するものではありません。

なお、被虐待者の心身に深刻な影響や後遺症を生じる可能性の高い虐待事例に遭遇した際は、即時、警察あるいは救急車を要請してください。

また、通報者の秘密は守られます(高齢者虐待防止法 第8条、第23条)。

通報した際に、氏名等を名乗らないことも可能です。

### 通報先

( \_\_\_\_\_ ) 地域包括支援センター 電話  
FAX \_\_\_\_\_

(通報は24時間お受けします)

松戸市地域包括ケア推進課 電話 047-366-7343  
FAX 047-366-7748

目前で暴力が行われているとき 110番へ

医療がすぐに必要な病気やけががあるとき 119番へ

## (2) 施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者・利用者を発見し、松戸市地域包括ケア推進課（または地域包括支援センター）に通報した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、インシデント報告様式（様式第〇号）を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。（松戸市のみに通報し、施設管理職・委員会等に報告しないという方法をとっても差し支えありません。）

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を適時適切に実施します。

- ①当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- ②松戸市地域包括ケア推進課への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③法人本部、家族等への報告（第一報）
- ④関係職員・フロアーリーダー等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- ⑤委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- ⑥事後対応及び再発防止策の周知・実行
- ⑦関係者への報告（第二報以降適時）
- ⑧必要に応じた懲罰委員会への報告
- ⑨委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価
- ⑩虐待事例の事例検討会の実施

## (3) 千葉県及び松戸市が実施する高齢者虐待等に係る調査協力

千葉県及び松戸市から、高齢者虐待等に係る調査協力依頼等があった場合には、速やかに協力します。

## 5. 虐待(虐待の疑い)等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

### (1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。

なお、虐待かもしれない感じた事例を経験した時、虐待してしまったかもしれない感じたときには、委員会に「虐待ヒヤリハット報告」をする必要があります。

### (2) 事故報告、ヒヤリハット報告の報告体制

事故報告ヒヤリハット報告委員会規則に従います。

### (3) 虐待が疑われるような、事故・ヒヤリハットの取り扱い

事故報告ヒヤリハット報告委員会は、自己報告及びヒヤリハット報告に虐待が疑われる事例が含まれていないかを確認をします。虐待が疑われるような事例を発見した場合は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。

## 6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度や、その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、地域包括支援センター、松戸市成年後見相談室を適宜紹介します。

成年後見制度の概要は、資料2を参照してください。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、当施設において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。苦情対応窓口及び虐待対応については、重要事項説明書に示します。

受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者・家族、後見人、当施設に來所した方及び当施設の職員並びにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に提示するとともに、当法人ホームページに掲載します（[http : 〇〇](http://〇〇)）。

併せて、利用者の通報の利便を図るため、〇〇地域包括支援センターの電話番号と松戸市役所地域包括ケア推進課の電話番号が記載された虐待防止ポスターを作成し、各フロアに掲示します。

## 9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

### (1) 「〇〇事業者虐待防止マニュアル」の活用

本指針を踏まえて、改定された「〇〇事業者虐待防止マニュアル（〇年版）」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

### (2) 虐待防止担当職員の配置

各フロア及び各課に虐待の防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止担当者を配置します。担当職員は、委員会委員もしくは、主任職以上の職員とします。

### (3) 他機関との連携

県、松戸市、〇〇協議会等、県、市、及び他施設・他事業者との連携の機会及び同団体その他の機関が開催する研修会や情報交換等をする場には積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を常に図ります。

## 10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

## 11. 附則

この指針は、令和〇年〇月〇日より施行する。



## 資料1 高齢者虐待の種類

○身体的虐待：身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

例)

- ①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
- ②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為
- ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に扱う行為
- ④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 など

○介護等放棄：衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること

例)

- ①意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている
- ②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり、使わせなかったり放置する

○心理的虐待：著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心的外傷を与える言動を行うこと

例)

- ①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること

○性的虐待：わいせつな行為をする又はわいせつな行為をさせること

例)

- ①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為または強要

○経済的虐待：財産を不当に処分したりその他不当に財産上の利益を得ること

例)

- ①本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

## 資料2 成年後見制度

被虐待者が認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な場合、虐待を受けていても助けを求められないことがあります。このような障害をもつ方々が、とりわけ経済的虐待を受けやすい傾向にあります。このような場合、「成年後見制度」は被虐待者の権利を擁護するための有効な手段となります。

### ○成年後見制度

成年後見制度には、高齢者等の判断能力によって、法定後見制度と任意後見制度のいずれかを利用することとなります。

- ①法定後見制度：判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、家庭裁判所に申立てをし、本人の判断能力に合わせて選任された成年後見人、保佐人または補助人（以下成年後見人等とする）が本人を保護、援助する制度。
- ②任意後見制度：本人が将来を見据えて公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に任意後見人が本人を保護、援助する制度。

### ○成年後見制度の申立者

法定後見制度を利用するための申立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族などが行うことができます。身寄りがなく、本人も申立てが困難なほど判断能力が低下している場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が申立てをすることができます（松戸市では市町村申立ての相談窓口は高齢者支援課になります）。

親族が虐待者の場合、「成年後見制度」の利用自体を拒否することがありえます。この場合は、『「成年後見制度」の活用が必要な状況にも関わらず虐待者や申立てを行うことができる4親等以内の親族が「拒否」または「存在しない」場合』に該当し、市長村長が申立人となることができます。しかし、被虐待者と虐待者の関係だけでなく、虐待者と支援者との関係も悪化させるリスクが高いことを考慮して対応します。

なお、成年後見人等の権限は、被虐待者の権利をすべて擁護できるわけではないため、できる限り「成年後見制度」の利用に関して虐待者の理解を得るためのゆみなき努力が必要です。

### ○成年後見制度に関するお問合せ先

- ・松戸市成年後見相談室 電話 047-702-3033
- ・地域包括支援センター

令和5年2月1日（第2版第5刷）

発行 松 戸 市

編集 松戸市 高齢者虐待防止ネットワーク

連絡先 松戸市地域包括ケア推進課

（基幹型地域包括支援センター）

電 話 047-366-7343

F A X 047-366-7748

E-mail [mchoukatsukea@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mchoukatsukea@city.matsudo.chiba.jp)

公式ホームページ <http://www.city.matsudo.chiba.jp>

松戸市高齢者虐待防止マニュアルは、  
このホームページからダウンロード可能です。